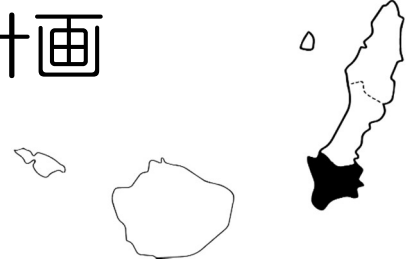


高齢者福祉計画



第9期介護保険事業計画



令和6年3月

鹿児島県南種子町

高齢者福祉計画及び

第9期介護保険事業計画策定にあたって



古い歴史と伝統と文化をもち、宇宙に一番近い町として知られるわが南種子町は、青い空・青い海を見渡し、緑多い自然に恵まれた人情あふれる心豊かな町です。

ここに暮らす町民は、生涯住み慣れた地域において健やかに穏やかに生きがいを持って暮らすことができるよう望んでおります。

しかしながら、私たちを取り巻く環境は、全国的に進行している少子高齢化や激変する社会状況の影響も例外ではなく、今後も医療や介護のニーズが高まる75歳以上の後期高齢者のさらなる増加が見込まれます。

このような中で、高齢者もその家族も住み慣れた地域において健やかに穏やかに生きがいを持ち、安心して生活を継続させていくことができるような長寿社会づくりの推進を目指して「高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、「高齢者実態調査」の結果を踏まえながら、「南種子町介護保険運営協議会」において策定を進めてまいりました。

今後、この計画に基づき高齢者福祉計画・介護保険事業の推進を図ってまいりたいと思いますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

これまで計画書の策定にあたりましては、高齢者実態調査へのご理解、ご協力をはじめ、南種子町介護保険運営協議会の委員の皆さまには、慎重なご審議をいただき心から感謝申し上げます。

結びに、町民の皆さまにこの計画の趣旨をご理解いただき、地域で支え合う高齢者福祉の充実を尚一層目指すため、ご協力をお願いいたします。

令和6年3月

南種子町長 小園 裕康

目次

第1編 計画策定にあたって	
第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 計画の位置づけ.....	2
第3章 計画の期間.....	2
第2編 高齢者を取りまく現状	
第1章 高齢者等の現状.....	3
1 人口の推移.....	3
2 要支援・要介護認定者の推移.....	4
3 高齢者のいる世帯の状況.....	6
第2章 高齢者実態調査の結果.....	7
1 調査の実施について.....	7
第3章 前期計画の評価.....	12
1 基本目標1 健康づくりと自立支援、介護予防・重度化防止の推進.....	12
2 基本目標2 高齢者の尊厳を理念としたまちづくり.....	14
3 基本目標3 高齢者を支える仕組みと体制づくり.....	16
4 基本目標4 介護保険サービスの基盤整備.....	17
5 介護保険サービス事業量の見込みに対する実績.....	21
第3編 基本理念と計画の体系	
第1章 基本理念.....	26
第2章 計画の基本目標.....	27
第3章 計画策定の体制.....	28
第4章 計画の進行管理及び点検・評価.....	29
第5章 日常生活圏域の設定.....	30
第4編 基本目標達成に向けた施策・事業	
基本目標1 健康づくりと自立支援、介護予防・重度化防止の推進.....	31
1 健康づくりと自立した生活の支援.....	31
2 介護予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止.....	31
3 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進.....	32
4 在宅医療と介護の連携の推進.....	34
基本目標2 高齢者の尊厳を理念としたまちづくり.....	36
1 高齢者が安心して暮らせる環境整備.....	36
2 生きがいづくりと社会参画.....	38

3 高齢者の尊厳の理念構築	38
4 認知症高齢者対策の推進	39
5 感染症防止対策の推進	41
基本目標3 高齢者を支える仕組みと体制づくり	42
1 高齢者福祉サービスの充実	42
2 生きがいづくりの推進	43
3 高齢者の居住安定にかかる施策との連携	44
4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る情報連携強化	44
基本目標4 介護保険サービスの基盤整備	45
1 施設サービス提供体制の充実	45
2 介護給付対象サービスの円滑な提供	45
3 地域密着型サービスの充実	46
4 地域包括支援センターの機能強化	47
5 介護給付の適正化の取り組み	51
6 低所得者支援と介護者負担軽減	52

第5編 サービスの見込量及び目標量

第1章 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計	54
第2章 地域密着型サービスの整備総数	56
第3章 介護保険サービスの見込量	57
第4章 地域支援事業の見込量	60
第5章 第9期における第1号被保険者の保険料推計	62

資料編

1 南種子町介護保険運営協議会設置要綱	67
2 南種子町介護保険運営協議会委員名簿	68

第1編 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の位置づけ

第3章 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨

わが国では、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口によると、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる2040年には、総人口が1億1,284万人で、65歳以上の高齢者人口は、3,929万人、総人口に占める割合（高齢化率）は35%の水準になると推計されています。団塊の世代が全て75歳以上となる2025年にかけて、75歳以上人口が急速に増加する一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少に拍車がかかります。南種子町（以下「本町」といいます。）においても高齢化率の上昇やひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の増加に伴い、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

こうした状況から、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるように「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進が求められており、本町では「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「前期計画」といいます。）において、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、地域とのつながりをさらに強化し、地域住民や関係機関等と連携しながら各種施策を進めてきました。

また、介護専門職の確保は将来的に益々困難となるため、引き続き介護人材の確保や業務の取り組み強化を行いつつ、地域で支え合える体制づくりが重要となります。また、介護ニーズも変化しており、高齢単身世帯者が増えるとともに医療と介護のニーズを有する利用者が増加しております。医療・介護体制の更なる充実を図るため、介護予防事業や医療保険の保健事業との一体的な事業運営の取り組みを進める必要があります。特に、認知症への対応については、できる限り早い段階から支援し、認知症の発生を遅らせ、認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人やその家族を支援するとともに施策を推進していく必要があります。

これらを踏まえ、「南種子町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」といいます。）では、前期計画での取り組みをさらに進めて、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、今後の高齢者の福祉や介護保険事業について一体的に策定します。

第2章 計画の位置づけ

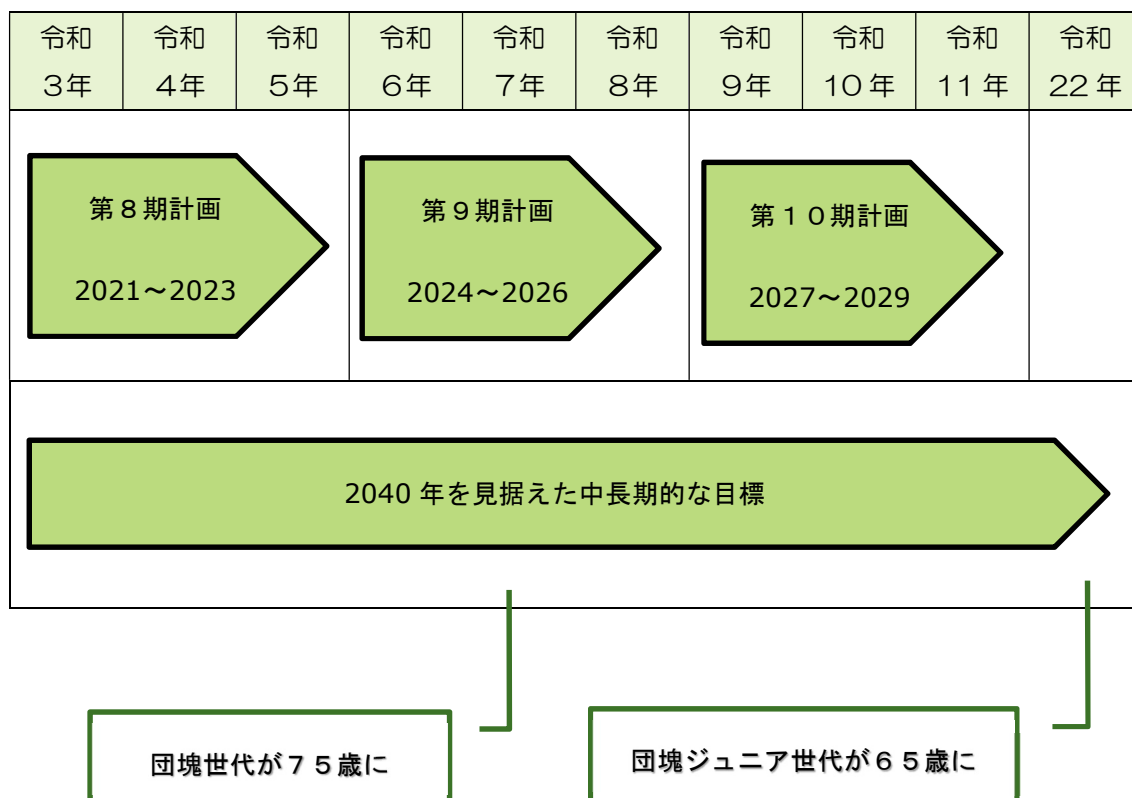
本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による「老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定による「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画は、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「南種子町第六次長期振興計画」との整合性を図ったうえで策定します。また、高齢者施策に関する他の計画等との調和を保ちながら本計画の策定を行います。

第3章 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間となっており、介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期として定められている介護保険事業計画に合わせて3年ごとの見直しとなります。

また、高齢者福祉計画も介護保険事業計画を一体的に整備することから、高齢者福祉計画も3年ごとに見直します。



第2編 高齢者を取りまく状況

第1章 高齢者等の現状

第2章 高齢者実態調査の結果

第3章 前期計画の評価

第1章 高齢者等の現状

1 人口の推移

本町の総人口は、2023（令和5）年9月末現在で5,299人となっており、65歳以上の高齢者人口は2,028人、総人口に占める割合は38.3%となっています。

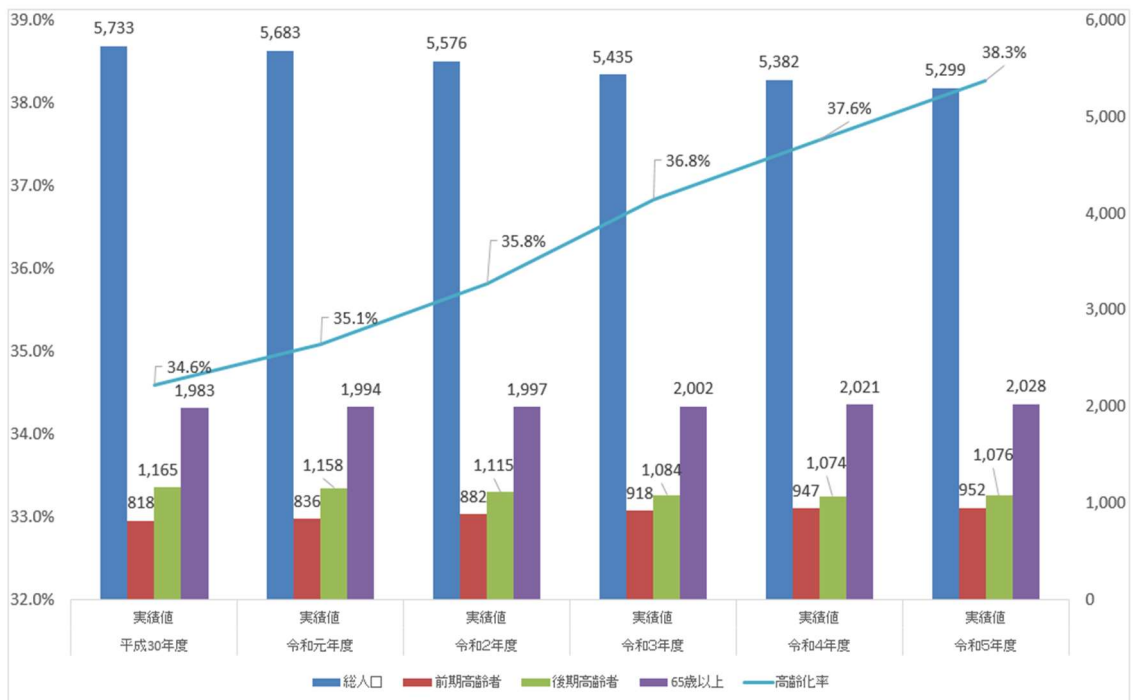
人口の推移をみると、緩やかに減少していますが、高齢化率は緩やかに増加を続けています。第7期計画期間である令和2年度と比較して、総人口は277人減少し、高齢者人口は31人増加しています。また、高齢者人口の推移を前期高齢者・後期高齢者別にみると、前期高齢者は70人増加しているものの、後期高齢者は39人減少しています。

【総人口と被保険者数の推計値・実績値】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	実績値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値
総人口	5,733	5,683	5,576	5,140	5,435	5,043	5,382	4,947	5,299
前期高齢者	818	836	882	867	918	873	947	881	952
後期高齢者	1,165	1,158	1,115	1,127	1,084	1,123	1,074	1,177	1,076
65歳以上	1,983	1,994	1,997	1,994	2,002	1,996	2,021	2,058	2,028
高齢化率	34.6%	35.1%	35.8%	38.8%	36.8%	39.6%	37.6%	41.6%	38.3%
後期割合	58.7%	58.1%	55.8%	56.5%	54.1%	56.3%	53.1%	57.2%	53.1%

資料：推計値は高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画より転記
実績値は住民基本台帳(各年9月末現在)



2 要支援・要介護認定者の推移

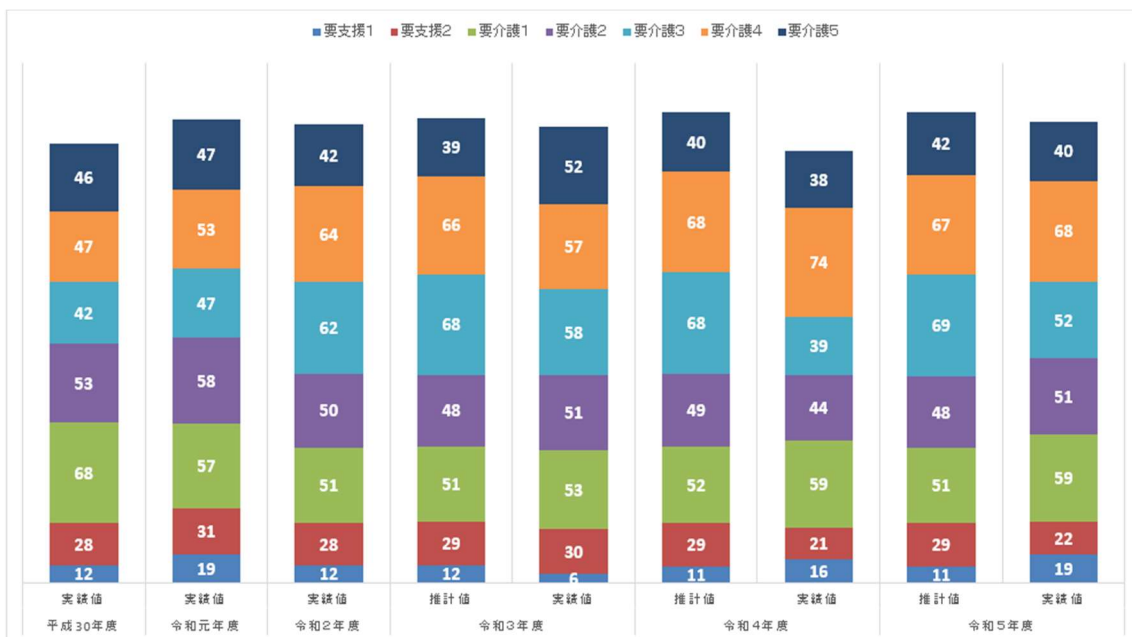
要支援・要介護認定者数は、2018（平成30）年度296人、2020（令和2）年度309人、2023（令和5）年度は311人となっております。また、2023（令和5）年度の要介護度別の分布は、要介護4が最も多く、次いで要介護1、要介護3となっております。認定者の半数が要介護3以上となっております。

第1号被保険者における要介護認定率は、近年ほぼ横ばいとなっており、全国平均及び鹿児島県、近隣市町を下回って推移しています。

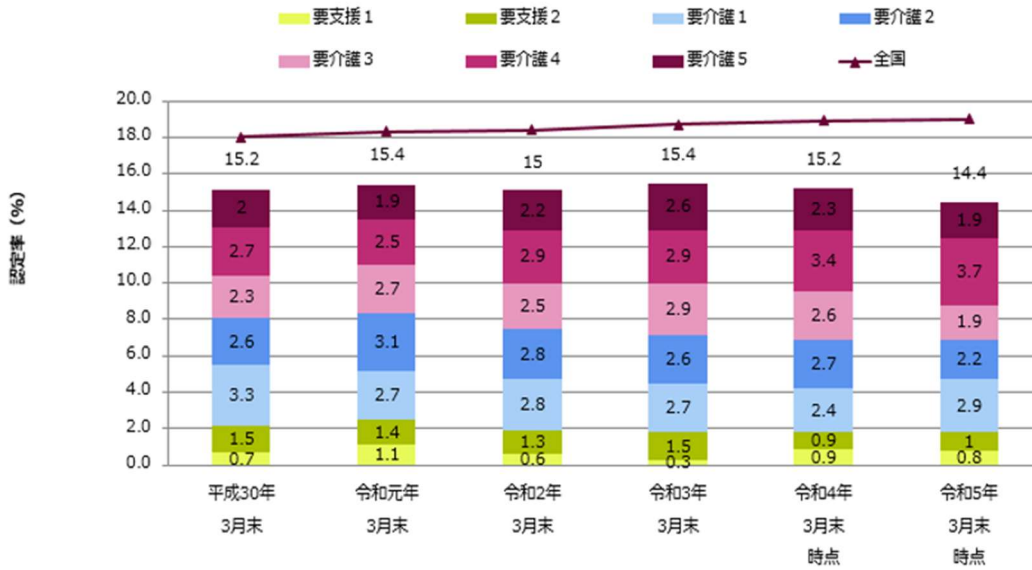
【要支援・要介護認定者の推計に対する実績値】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実績値	実績値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値
要支援1	12	19	12	12	6	11	16	11	19
要支援2	28	31	28	29	30	29	21	29	22
要介護1	68	57	51	51	53	52	59	51	59
要介護2	53	58	50	48	51	49	44	48	51
要介護3	42	47	62	68	58	68	39	69	52
要介護4	47	53	64	66	57	68	74	67	68
要介護5	46	47	42	39	52	40	38	42	40
計	296	312	309	313	307	317	291	317	311

※5年度実績値は9月報告値

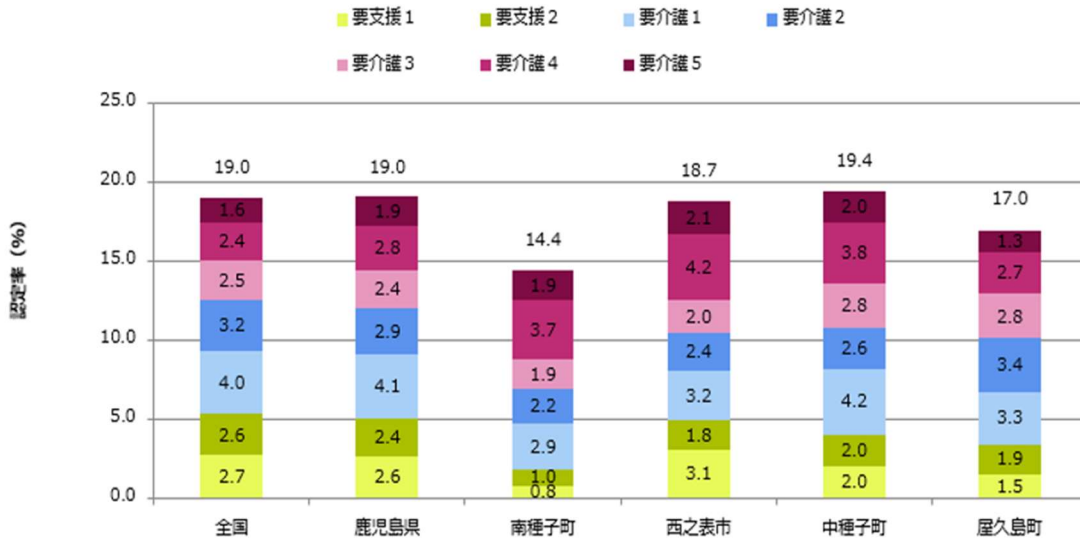


認定率（要介護度別）（南種子町）



(注目する地域) 南種子町
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

認定率（要介護度別）（令和4年(2022年)）



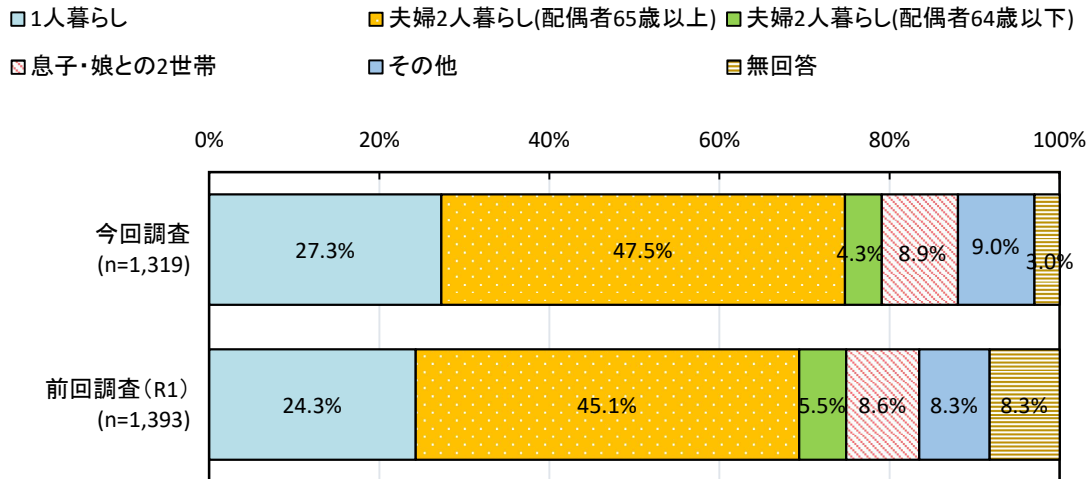
(時点) 令和4年(2022年)
 (出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

3 高齢者のいる世帯の状況

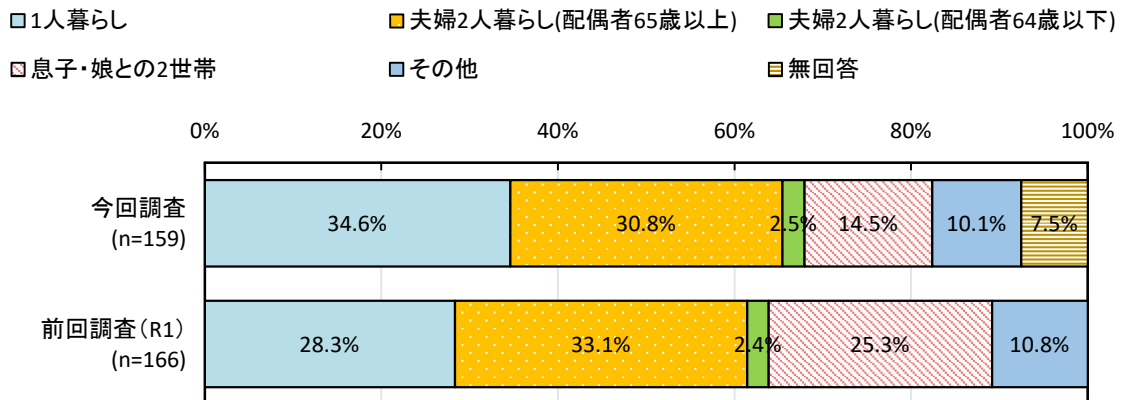
2022（令和4）年度に実施した高齢者実態調査の結果によると、一般高齢者調査では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」47.5%が最も高く、次いで「1人暮らし」27.3%となっています。前回調査時より、「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合がともに高くなっています。

また、在宅要介護（要支援）者調査では、「1人暮らし」34.6%が最も高く、次いで「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」30.8%、「息子・娘との2世帯」14.5%となっています。前回調査時より、「1人暮らし」の割合が高くなっています。

一般高齢者調査



在宅要介護（要支援）者調査



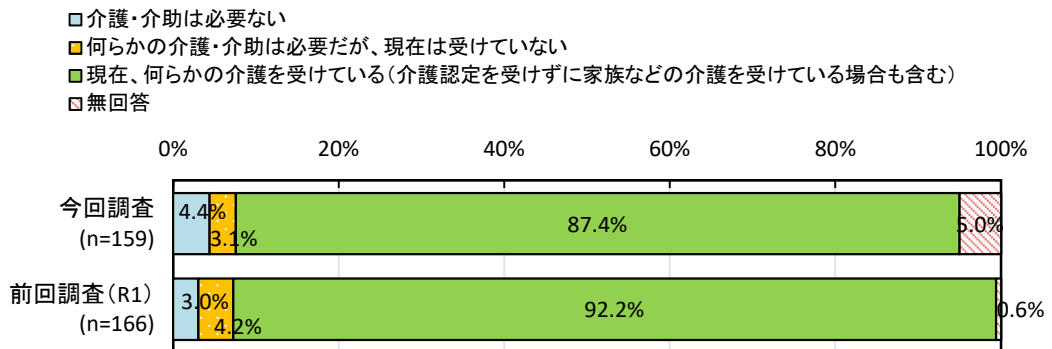
第2章 高齢者実態調査の結果

1 調査の実施について

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者	介護保険の被保険者で65歳以上の高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けていない者	40歳以上65歳未満の者のうち、要介護・要支援認定を受けていない者	介護保険の被保険者で要介護・要支援認定を受けている者(在宅)
対象者の抽出	全数調査	無作為抽出調査	全数調査
実施期間	令和5年1月～令和5年2月		
調査方法	自治公民館長による配布・回収	郵送による配布・回収	民生委員及び看護師による配布・回収
配布数	1,687件	1,787件	176件
有効回答数	1,319件	569件	159件
有効回答率	78.2%	56.9%	90.3%

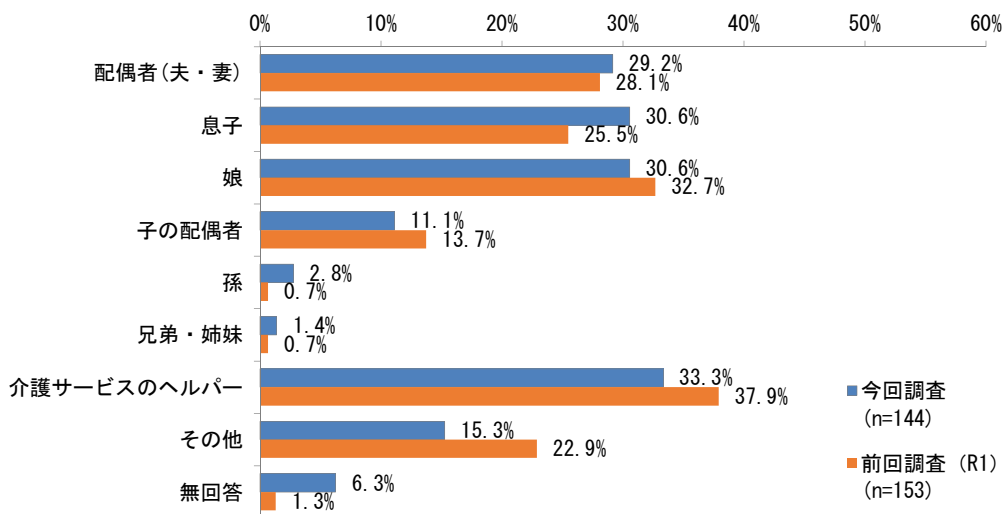
(1) 介護・介助の必要性

普段の生活での介護・介助の必要性については、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」87.4%が最も高く、次いで「介護・介助は必要ない」4.4%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」3.1%となっている。



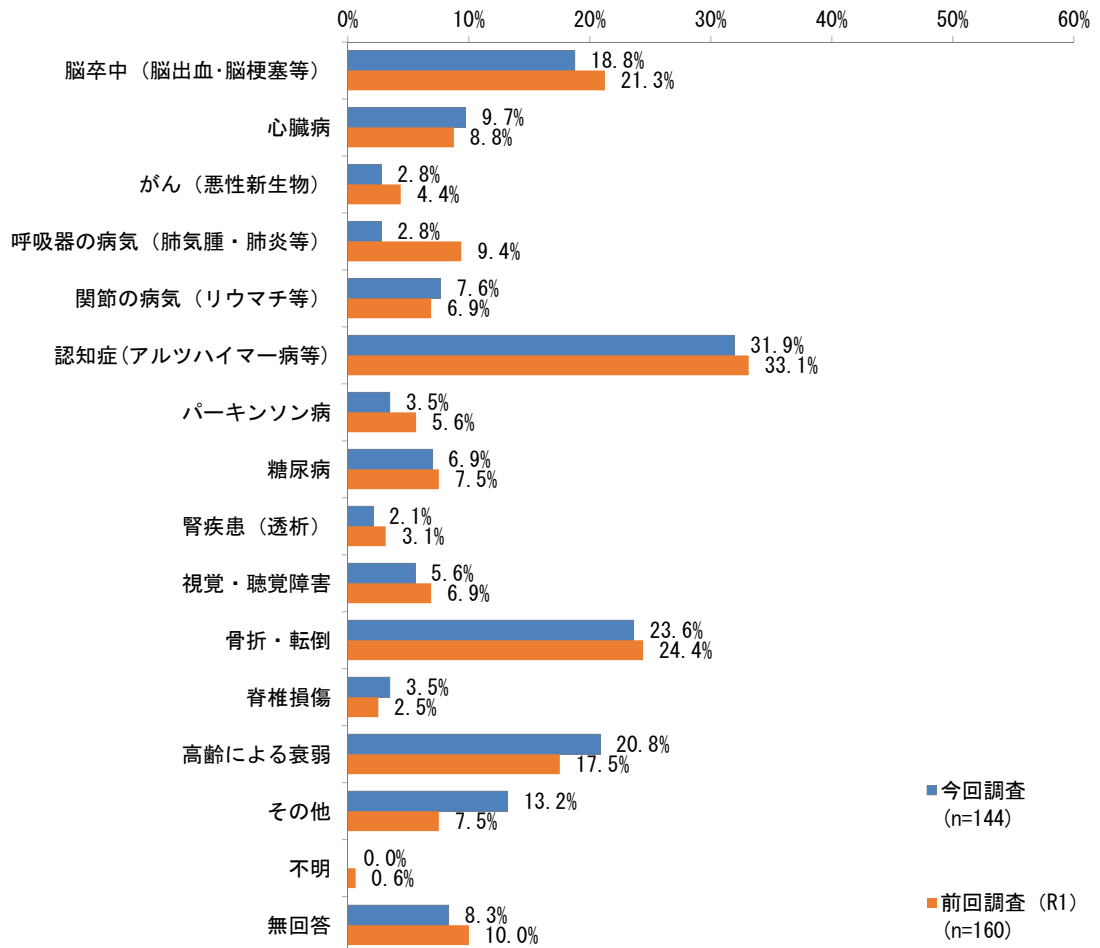
(2) 主にどなたの介護，介助を受けていますか。

主に誰の介護・介助を受けているかについては、「介護サービスのヘルパー」33.3%が最も高く、次いで「息子」、「娘」がいずれも30.6%となっている。



(3) 介護・介助が必要になった主な原因

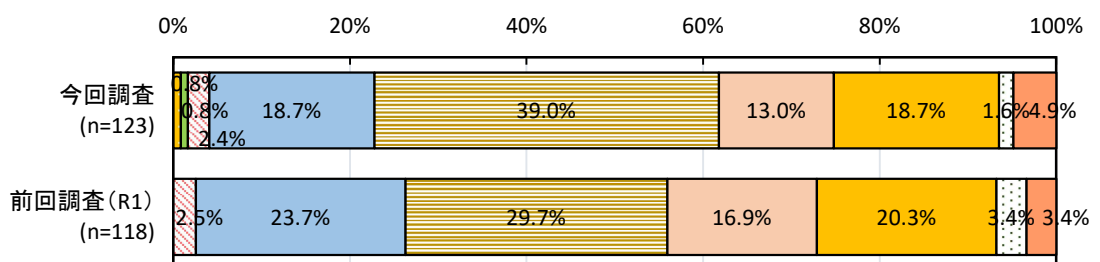
介護・介助が必要になった主な原因については、「認知症（アルツハイマー病等）」31.9%が最も高く、次いで「骨折・転倒」23.6%、「高齢による衰弱」20.8%となっている。



(4) 在宅介護している方の年齢

主に介護している人の年齢については、「60代」39.0%が最も高く、次いで「50代」、「80歳以上」がいずれも18.7%、「70代」13.0%となっている。

□20歳未満 □20代 □30代 □40代 □50代 □60代 □70代 □80歳以上 □分からない □無回答

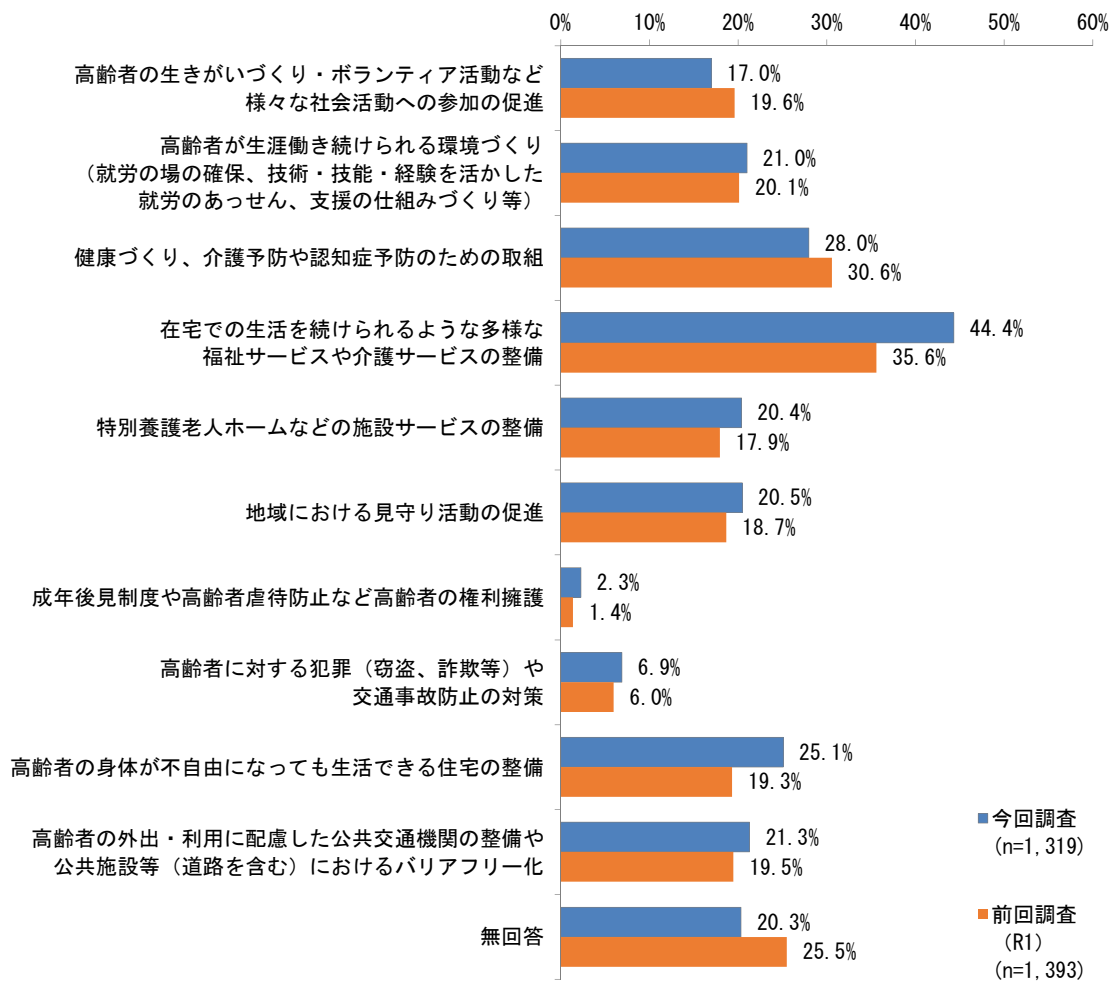


(5) 高齢社会対策への取組等について

一般高齢者及び在宅要介護者とも「在宅での生活を続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備」が最も高くなっている。

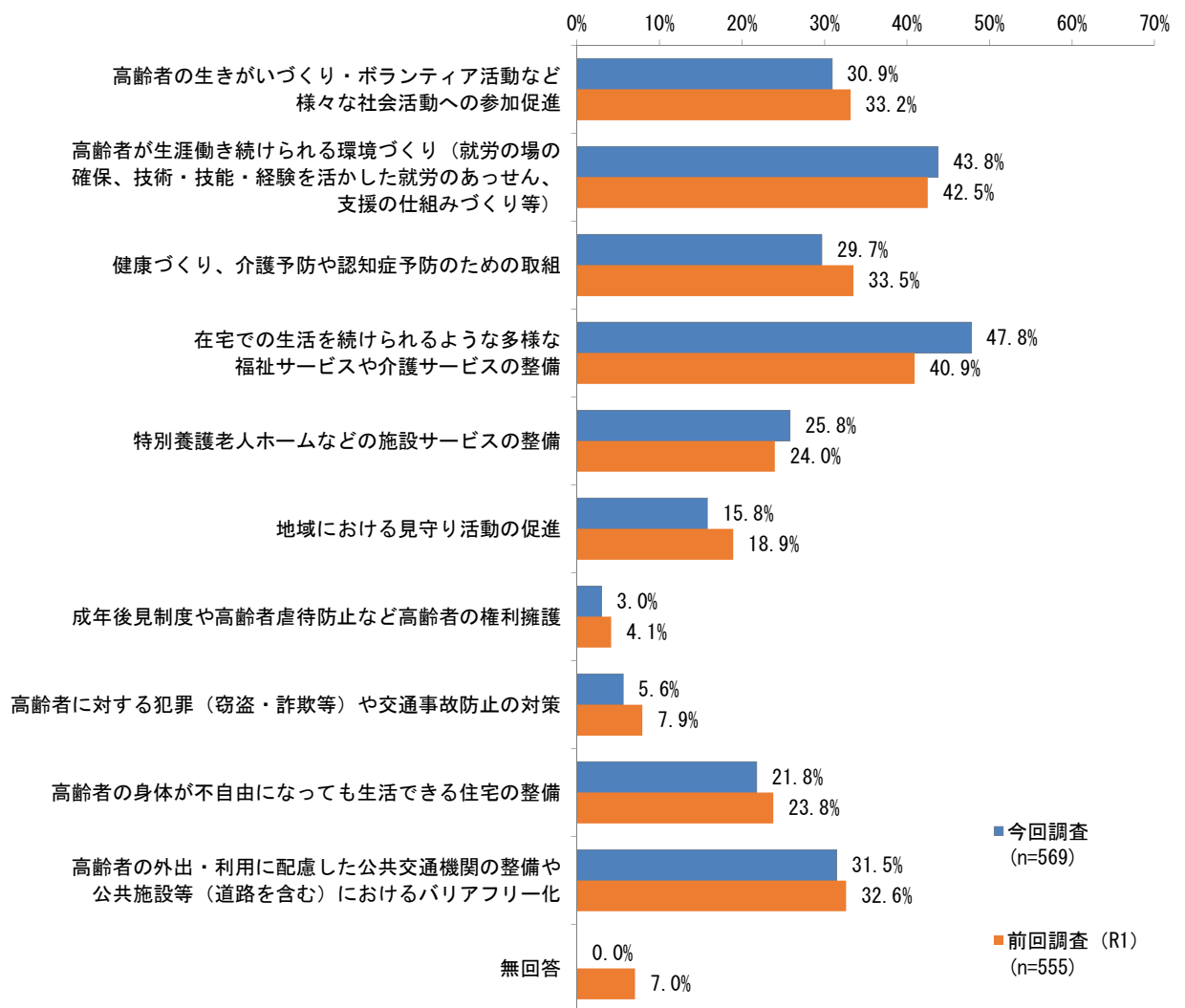
一般高齢者調査

高齢化社会対策として、県や市町村が特に力を入れるべき取組については、「在宅での生活を続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備」44.4%が最も高く、次いで「健康づくり、介護予防や認知症予防のための取組」28.0%、「高齢者の身体が不自由になっても生活できる住宅の整備」25.1%となっている。



在宅要介護（要支援）者調査

高齢化社会対策として、県や市町村が特に力を入れるべき取組については、「在宅での生活を続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備」47.8%が最も高く、次いで「高齢者が生涯働き続けられる環境づくり（就労の場の確保、技術・技能・経験を活かした就労のあっせん、支援の仕組みづくり等）」43.8%、「高齢者の外出・利用に配慮した公共交通機関の整備や公共施設等（道路を含む）におけるバリアフリー化」31.5%となっている。



第3章 前期計画の評価

1 基本目標1 健康づくりと自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が地域で、生き生きと暮らし続けるために、住民主体の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しました。

また、地域支え合い推進員や保健師、管理栄養士による各地区での介護予防教室、運動機能向上教室や栄養改善教室を実施しました。必要に応じて、リハビリテーション専門職とも連携しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、参加者の減少や活動休止がありました。

高齢者の健康づくりやボランティア活動等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的とし、高齢者元気度アップ・ポイント事業としてその活動に対してポイントを付与し、商品券や河内温泉センター利用券と交換し、高齢者の生きがいや介護予防の意識向上へつながるよう取り組みました。

介護予防普及啓発事業の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
運動器の機能向上	回数	計画	380	380	380
		実績	253	278	280
	延人数	計画	3,000	3,000	3,000
		実績	2,429	2,132	2,200
フレイル予防	回数	計画	8	8	8
		実績	6	4	5
	延人数	計画	100	100	100
		実績	65	47	78
口腔機能向上	回数	計画	8	8	8
		実績	0	0	0
	延人数	計画	100	100	100
		実績	0	0	0
介護予防大会	回数	計画	1	1	1
		実績	1	1	0
	延人数	計画	350	350	350
		実績	紙面開催	76	0

地域介護予防活動支援事業の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者サロン活動	登録数	計画	100	100	100
		実績	104	100	96
	活動数	計画	3,000	3,000	3,000
		実績	3,271	3,353	3,611
元気度アップポイント事業	登録数	計画	1,000	1,000	1,000
		実績	762	725	625
	活動数	計画	25,000	25,000	25,000
		実績	24,812	18,639	18,000

第1層生活支援コーディネーター1名と各地区に第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を8名配置し、複雑多様化しているニーズに対応できるよう生活支援サービスの充実に努めました。

生活支援体制整備事業の実績		令和3年度	令和4年度	令和5年度
見守り活動	計画	5,000	5,000	5,000
	実績	4,097	5,368	5,000
ゴミ出し支援	計画	900	900	900
	実績	558	783	700
その他	計画	500	500	500
	実績	105	200	100

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、医療機関と介護事業所等の連携の推進に努めました。

在宅医療・介護連携推進事業の実績		令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括での相談	計画	20	20	20
	実績	0	0	1
医療・介護関係者の研修会	計画	2	2	2
	実績	2	1	1
在宅医療・介護連携会議	計画	1	1	1
	実績	0	1	0

※地域包括支援センターにおける相談件数は、総合相談事業に計上しています。

2 基本目標2 高齢者の尊厳を理念としたまちづくり

地域において、ひとり暮らし高齢者や要介護高齢者などの対策として、災害発生時に円滑な支援が行えるように、避難行動要支援者名簿情報を更新し、平常時から地域や関係機関と共有しました。

今後は、地域住民や関係機関との協働により、安否確認、救助活動等が円滑に行えるような体制を整える必要があります。

認知症高齢者対策の推進として、認知症サポーター養成講座を開催し、多世代にわたる町民が認知症に対する理解を深め、地域による見守りを普及啓発し、より安心・安全な環境づくりを推進しました。

また、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しました。

さらに、介護者への支援として交流会や認知症カフェを開催し、悩みを話し合い、理解を深め精神的・身体的負担の軽減を図りました。

感染症防止対策の推進として、厚生労働省や鹿児島県が発出する情報・マニュアル等を早急に事業者へ周知しました。令和6年4月から義務化される経過措置事項については、研修会の案内や業務継続計画の策定について周知等を行いました。

高齢者見守り支援事業の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の見守り支援	対象者数	計画	50	50	50
		実績	43	38	38
	回数	計画	1,500	1,500	1,500
		実績	1,011	1,076	1,000
認知症初期集中支援チームの実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援実人数	人	計画	4	4	4
		実績	9	5	4
訪問延件数	回数	計画	20	20	20
		実績	95	19	17
チーム員会議の開催数	回数	計画	4	4	4
		実績	6	4	5

認知症サポーター養成事業の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座	回数	計画	5	5	5
		実績	2	1	1
	人	計画	25	25	25
		実績	27	14	21
ステップアップ講座	回数	計画	4	4	4
		実績	0	0	0
	人	計画	20	20	20
		実績	0	0	0

認知症カフェの開催の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ	回数	計画	12	20	50
		実績	17	9	16
	人	計画	50	100	500
		実績	63	57	140

3 基本目標3 高齢者を支える仕組みと体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、また、心身機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者等が要介護状態にならないよう予防的視点を重視した、配食サービス（高齢者、身体障害者等）や緊急通報装置貸与を行いました。

高齢者の社会参加のひとつである単位老人クラブに対して、できる限り活動継続と奉仕活動をするための補助を行いました。

有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅は、全国的に多様な介護需要の受け皿となっております。今後も鹿児島県や近隣の市町と連携し、情報共有を図っていきます。

高齢者福祉サービスの実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス事業 (高齢者・障害者)	実人数	計画	1	2	2
		実績	1	1	1
	延人数	計画	200	200	200
		実績	83	101	105
緊急通報装置貸与事業	実人数	計画	15	15	15
		実績	15	17	15
敬老金支給事業	対象者数	計画	220	220	220
		実績	213	188	178
養護老人ホーム	施設数	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
	入所者数	計画	4	5	5
		実績	4	5	5

4 基本目標4 介護保険サービスの基盤整備

施設・居住系サービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響による入退所制限により利用者が減少した時期もありましたが、サービス利用状況は戻ってきていると思われま

す。介護保険サービスの質の向上を図るため、近年は高齢者福祉サービスに対するニーズが高くなっており、内容も多様化していることをふまえ、ケアマネジメントによる研修会や事例検討を行い、相談援助の技術の向上に取り組ま

ました。介護人材の確保・育成・定着と業務の効率化の促進を行うことを目的とし、町内の介護人材の裾野を広げるため、令和4年度より介護職員初任者研修の受講料を補助する取り組みを行いました。

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、関係機関と連携を図りながら、総合相談、ケアマネジメントの支援や権利擁護等の業務を一体的に実施しました。

地域支援事業の取り組みとして、要支援者等に対して要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び日常生活の支援のため、訪問型サービス・通所型サービス・栄養改善を目的とした配食サービスを行いました。

介護給付適正化事業では、国の示す適正化主要5事業すべてを実施しました。取り組みとして、要介護認定の認定調査票等の点検をすべて実施しました。

また、介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援で、地域包括支援センターの主任介護支援専門員とヒアリング形式でケアプランチェックを実施し、自立支援に向けたケアプランとなっているか確認を行いました。

低所得者等に配慮し、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額医療・高額介護合算による限度額を超えた分の支給を行いました。

また、在宅高齢者を介護している家族等に対し、紙おむつなどの介護用品の支給やねたきりの方等を在宅で介護している方に介護手当を支給しました。中重度の在宅高齢者を介護している家族に対して、介護を行っていることの慰労として、家族介護慰労金も支給しました。

総合相談支援事業の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談支援事業	延件数	計画	150	150	150
		実績	99	88	85
権利擁護事業	延件数	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
実態把握事業	件数	計画	350	350	350
		実績	186	23	5

包括的・継続ケアマネジメント支援事業の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援専門員に対する 支援件数	件数	計画	5	5	5
		実績	2	3	5
研修会実施回数	回数	計画	12	12	12
		実績	10	11	12
地域ケア個別会議	回数	計画	6回5例	6回5例	6回5例
		実績	8回8件	8回8件	9回7件
個別（サービス調整）会議	回数	計画	4	4	4
		実績	59	48	41

地域包括支援センター機能強化

介護予防マネジメント等の実績			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防マネジメント	作成数	計画	500	500	500
		実績	570	643	531
介護予防支援	作成数	計画	200	200	200
		実績	173	200	224

地域支援事業の取り組み			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス	回数 (実人数)	計画	180	170	160
		実績	186	24	143
	延人数	計画	1,300	1,300	1,300
		実績	1,331	1,312	981
訪問型サービスA	回数 (実人数)	計画	100	100	90
		実績	69	10	8
	延人数	計画	400	400	400
		実績	255	199	178
通所介護相当サービス	回数 (実人数)	計画	260	260	260
		実績	327	44	317
	延人数	計画	2,500	2,500	2,500
		実績	2,200	1,964	1,757
通所型サービスA	回数 (実人数)	計画	240	240	240
		実績	220	31	24
	延人数	計画	800	800	800
		実績	792	649	769
栄養改善を目的とした配食 (生活支援)	回数 (実人数)	計画	300	300	300
		実績	178	44	44
	延人数	計画	1,900	1,900	1,900
		実績	1,266	2,088	1,772

任意事業の取り組み			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護者交流事業	件数	計画	80	80	80
		実績	4	3	8
家族介護慰労金支給事業	件数	計画	2	2	2
		実績	4	2	1
栄養改善を目的とした配食 (要介護)	回数 (実人数)	計画	300	300	300
		実績	281	49	51
	延人数	計画	1,500	1,500	1,500
		実績	1,785	2,525	2,334

介護給付適正化の目標値			令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査票の点検件数	件数	計画	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件
分析データを活用した分析	回数	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
ケアプラン点検件数	件数	計画	25	25	25
		実績	34	24	10
住宅改修等の点検	件数	計画	3	3	3
		実績	2	1	41
福祉用具購入・貸与点検	件数	計画	3	3	3
		実績	0	0	38
縦覧点検の件数	件数	計画	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件
医療情報との突合点検	件数	計画	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件
介護給付費の通知	件数	計画	全件	全件	全件
		実績	全件	全件	全件

5 介護保険サービス事業量の見込みに対する実績

①介護給付費

前期計画における介護給付費の合計は、令和3年度で計画比98.6%、令和4年度比93.7%となっており、いずれも計画値を下回っています。

■居宅サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	計画値	30,552,000	31,037,000	28,152,000
	実績値	32,980,681	37,686,683	39,652,299
	計画比	107.9%	121.4%	140.9%
訪問入浴介護	計画値	1,285,000	1,285,000	1,285,000
	実績値	651,249	0	0
	計画比	50.7%	0.0%	0.0%
訪問看護	計画値	12,854,000	13,553,000	12,498,000
	実績値	15,132,191	14,851,434	17,448,164
	計画比	117.7%	109.6%	139.6%
訪問リハビリテーション	計画値	0	0	0
	実績値	1,330,506	5,168,241	4,792,743
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
居宅療養管理指導	計画値	2,513,000	2,363,000	2,363,000
	実績値	1,346,542	1,374,669	1,735,532
	計画比	53.6%	58.2%	73.4%
通所介護	計画値	83,965,000	83,420,000	78,202,000
	実績値	70,756,422	71,201,353	69,565,001
	計画比	84.3%	85.4%	89.0%
通所リハビリテーション	計画値	0	0	0
	実績値	0	179,073	279,903
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
短期入所生活介護	計画値	48,029,000	51,126,000	43,850,000
	実績値	62,516,992	44,144,796	41,238,765
	計画比	130.2%	86.3%	94.0%
短期入所生活介護(老健)	計画値	0	0	0
	実績値	282,465	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
福祉用具貸与	計画値	12,512,000	12,802,000	10,844,000
	実績値	16,488,513	16,923,316	16,053,300
	計画比	131.8%	132.2%	148.0%
特定福祉用具購入費	計画値	1,185,000	1,185,000	1,185,000
	実績値	744,498	686,106	1,810,908
	計画比	62.8%	57.9%	91.3%
住宅改修費	計画値	2,434,000	2,434,000	2,434,000
	実績値	2,789,093	1,639,469	2,799,999
	計画比	114.6%	67.4%	115.0%

特定施設入居者生活介護	計画値	7,841,000	7,845,000	7,845,000	
	実績値	6,432,498	6,176,484	11,281,917	
	計画比	82.0%	78.7%	143.8%	
■地域密着型サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	計画値	0	0	0	
	実績値	1,786,336	1,843,335	1,880,103	
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	
地域密着型通所介護	計画値	31,551,000	31,498,000	28,816,000	
	実績値	39,989,359	32,958,334	27,513,120	
	計画比	126.7%	104.6%	95.5%	
小規模多機能型居宅介護	計画値	55,239,000	52,204,000	45,419,000	
	実績値	58,721,238	51,270,543	52,711,635	
	計画比	106.3%	98.2%	116.1%	
認知症対応型共同生活介護	計画値	78,386,000	78,429,000	78,429,000	
	実績値	54,983,700	55,773,765	55,689,831	
	計画比	70.1%	71.1%	71.0%	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	62,708,000	62,743,000	122,996,000	
	実績値	62,850,096	63,374,256	65,040,870	
	計画比	100.2%	101.0%	52.9%	
■施設サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護老人福祉施設	計画値	89,350,000	89,400,000	89,400,000	
	実績値	87,252,511	90,042,751	83,841,426	
	計画比	97.7%	100.7%	93.8%	
介護老人保健施設	計画値	13,163,000	13,171,000	13,171,000	
	実績値	6,681,096	3,292,195	6,503,399	
	計画比	50.8%	25.0%	49.4%	
介護医療院	計画値	0	0	0	
	実績値	0	85,554	0	
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%	
■居宅介護支援		計画値	24,199,000	24,895,000	22,515,000
		実績値	26,461,030	25,501,188	24,829,185
		計画比	109.3%	102.4%	110.3%
介護サービス計		計画値	557,766,000	559,390,000	589,404,000
		実績値	550,179,016	524,173,545	524,475,518
		計画比	98.6%	93.7%	89.0%

②介護予防給付費

前期計画における介護予防給付費の合計は、令和3年度で計画比39.7%、令和4年度比46.7%となっており、いずれも計画値を下回っています。

■介護予防サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問看護	計画値	2,582,000	2,641,000	2,670,000
	実績値	1,253,322	1,055,936	1,177,974
	計画比	48.5%	40.0%	44.1%
介護予防 訪問リハビリテーション	計画値	0	0	0
	実績値	228,780	926,588	1,004,493
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防 居宅療養管理指導	計画値	288,000	288,000	288,000
	実績値	199,620	103,917	96,679
	計画比	69.3%	36.1%	33.6%
介護予防 通所リハビリテーション	計画値	0	0	0
	実績値	277,164	332,749	386,643
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防短期入所生活介護	計画値	0	0	0
	実績値	19,989	133,380	284,748
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防福祉用具貸与	計画値	1,888,000	1,888,000	1,888,000
	実績値	1,100,390	766,389	782,262
	計画比	58.3%	41.2%	42.0%
特定介護予防福祉用具購入費	計画値	0	0	0
	実績値	140,211	164,340	203,041
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
介護予防住宅改修費	計画値	656,000	656,000	656,000
	実績値	587,765	569,299	972,653
	計画比	89.6%	86.8%	148.3%
■地域密着型介護予防サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防 小規模多機能型居宅介護	計画値	2,691,000	2,693,000	2,693,000
	実績値	235,026	755,937	1,002,780
	計画比	8.7%	28.1%	37.2%
介護予防 認知症対応型共同生活介護	計画値	2,883,000	2,885,000	2,885,000
	実績値	0	0	0
	計画比	0.0%	0.0%	0.0%
■介護予防支援	計画値	1,323,000	1,272,000	1,272,000
	実績値	847,000	935,040	1,066,740
	計画比	64.0%	73.5%	83.9%
介護予防サービス計	計画値	12,311,000	12,297,000	12,326,000
	実績値	4,889,267	5,743,575	6,978,013
	計画比	39.7%	46.7%	56.6%

③ その他の給付費

前期計画における その他の給付費の合計は、令和3年度で計画比98.1%、令和4年度比85.1%となっており、いずれも計画値を下回っています。

■その他の給付費		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定入所者介護サービス費	計画値	33,232,439	33,657,134	33,657,134
	実績値	31,165,732	26,128,907	26,668,645
	計画比	93.8%	85.1%	79.2%
高額介護サービス費	計画値	13,743,109	13,918,740	13,918,740
	実績値	15,401,711	14,724,299	13,857,237
	計画比	112.1%	105.8%	99.6%
高額医療合算サービス費	計画値	3,068,045	3,077,942	3,077,942
	実績値	2,506,840	2,140,848	2,771,634
	計画比	81.7%	69.6%	90.0%
審査支払手数料	計画値	551,285	553,090	545,965
	実績値	578,448	561,312	467,551
	計画比	104.9%	101.5%	85.6%
その他の給付費計	計画値	50,594,878	51,206,906	51,199,781
	実績値	49,652,731	43,555,366	43,765,067
	計画比	98.1%	85.1%	85.5%

■市町村特別給付費		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村特別給付費	計画値	2,800,000	2,800,000	2,800,000
	実績値	3,092,900	2,841,140	2,644,208
	計画比	110.5%	94.7%	88.1%

④ 地域支援事業費

前期計画における地域支援事業費の合計は、令和3年度で計画比86.2%、令和4年度比86.6%となっており、いずれも計画値を下回っています。

■ 地域支援事業		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	計画値	27,279,000	27,349,000	27,409,000
	実績値	21,766,064	21,035,205	23,324,000
	計画比	79.8%	76.9%	85.1%
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	計画値	11,609,000	11,609,000	11,609,000
	実績値	11,140,804	10,821,419	14,140,000
	計画比	96.0%	93.2%	121.8%
包括的支援事業 （社会保障充実分）	計画値	17,126,000	17,126,000	17,126,000
	実績値	15,390,802	16,737,319	16,840,000
	計画比	89.9%	97.7%	98.3%
地域支援事業費計	計画値	56,140,000	56,084,000	56,144,000
	実績値	48,297,670	48,593,943	54,304,000
	計画比	86.2%	86.6%	96.7%

※第2編に記載している令和5年度数値は令和6年3月時の見込み数値となっております。

第3編 基本理念と計画の体系

第1章 基本理念

第2章 計画の基本目標

第3章 計画策定の体制

第4章 計画の進行管理及び点検・評価

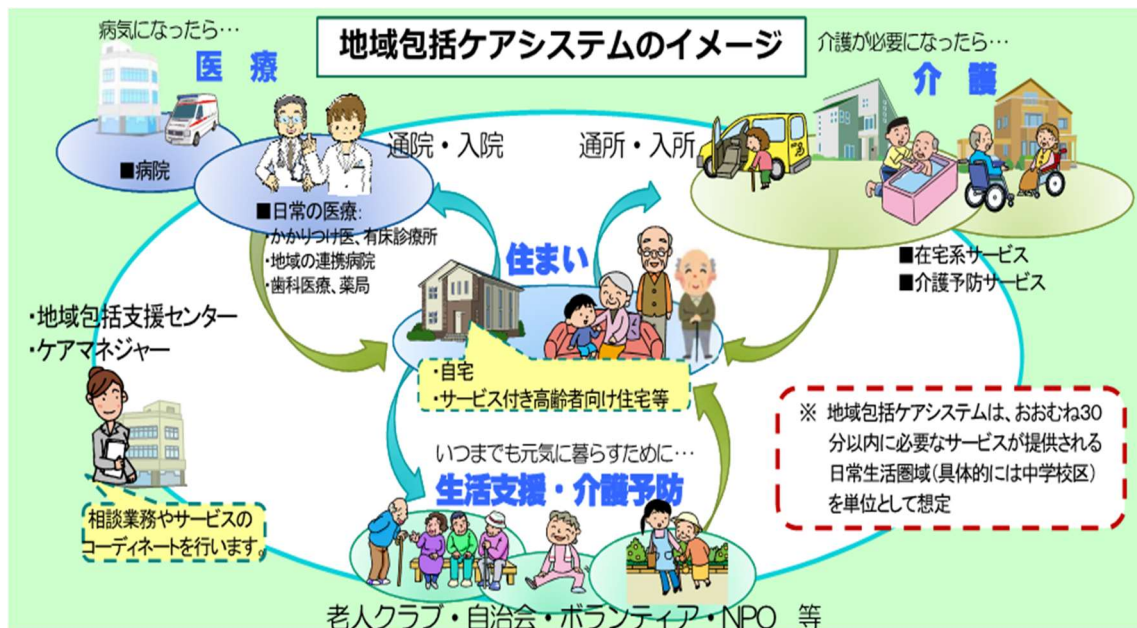
第1章 基本理念

前期計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年を見据えて、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムのさらなる推進や地域づくりを一体的に取り組み、地域共生社会の実現を図ってきました。

本計画では、前期計画での具体的な施策・事業を踏まえて、2025（令和7）年を迎えることから、これまで以上に中長期的な地域の人口動態及び介護ニーズの見込み等を鑑みたサービス基盤の整備や、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るために具体的な取り組みを進めていく必要があります。

基本理念

高齢者もその家族も住み慣れた地域で
安心して暮らせるまちづくり



出典：厚生労働省 平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書より

第2章 計画の基本目標

本計画では、高齢者保健福祉・介護保険施策を総合的に推進するため、前期計画からの目標を引き継ぎ、基本理念と4つの基本目標の実現に向けて推進していきます。

基本目標	施策の展開
健康づくりと自立支援，介護予防・重度化防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの支援と自立した生活の支援 (2) 介護予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止 (3) 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進 (4) 在宅医療と介護連携の推進
高齢者の尊厳を理念としたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者が安心して暮らせる環境整備 (2) 生きがいづくりと社会参画 (3) 高齢者の尊厳の理念構築 (4) 認知症高齢者対策の推進 (5) 感染防止対策の推進
高齢者を支える仕組みと体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者福祉サービスの充実 (2) 生きがいづくりの推進 (3) 高齢者の居住安定にかかる施策との連携 (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る情報連携強化
介護保険サービスの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設サービス提供体制の充実 (2) 介護給付対象サービスの円滑な提供 (3) 地域密着型サービスの充実 (4) 地域包括支援センターの機能強化 (5) 介護給付の適正化の取り組み (6) 低所得者支援と介護者負担軽減

第3章 計画策定の体制

(1) 介護保険運営協議会の設置

介護保険運営協議会及び介護保険事業は幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業展開が期待されるため、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく、学識経験者、被保険者（地域住民）代表、高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者で構成する「南種子町介護保険運営協議会」を設置し、地域における高齢者保健福祉施策の問題を整理し、計画内容の審議・検討を行いました。

(2) 行政機関内部における計画策定体制の整備

本計画は、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である福祉事務所及びくらし保健課を中心に福祉担当、介護保険担当、健康保険担当、地域包括支援センターなど、保健・福祉・介護・医療分野等が連携を図りながら、問題意識の共有を図りました。

(3) 介護保険運営協議会の開催

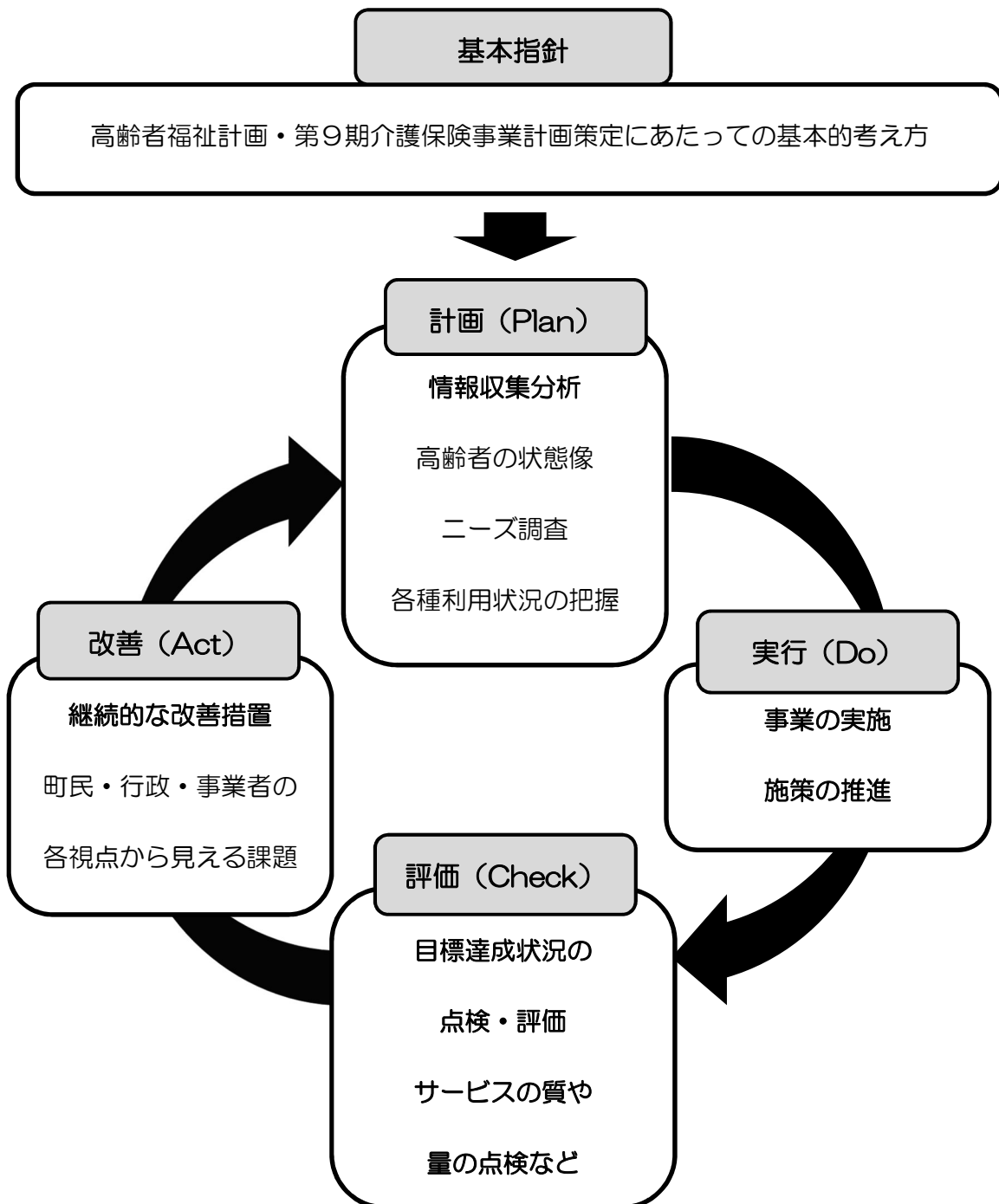
介護保険運営協議会の議事内容は次のとおりです。

	期日	議題
第1回	令和5年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直しのためのアンケート調査結果について ・南種子町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の検証について ・第9期介護保険事業計画の策定について
第2回	令和6年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者等アンケート調査結果について ・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（骨子案）について
第3回	令和6年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について

第4章 計画の進行管理及び点検・評価

本計画では、PDCA サイクルに沿って、適宜その達成状況を確認しながら進行管理を行います。本計画に掲げている事業の進捗状況については、目標の達成状況を介護保険運営協議会に報告し、評価を行うとともに意見を聴取します。また、国の制度改正の動向等に注目しながら、計画に記載する施策等のあり方について、必要に応じて検討を行います。

PDCAサイクルのプロセス



第5章 日常生活圏域の設定

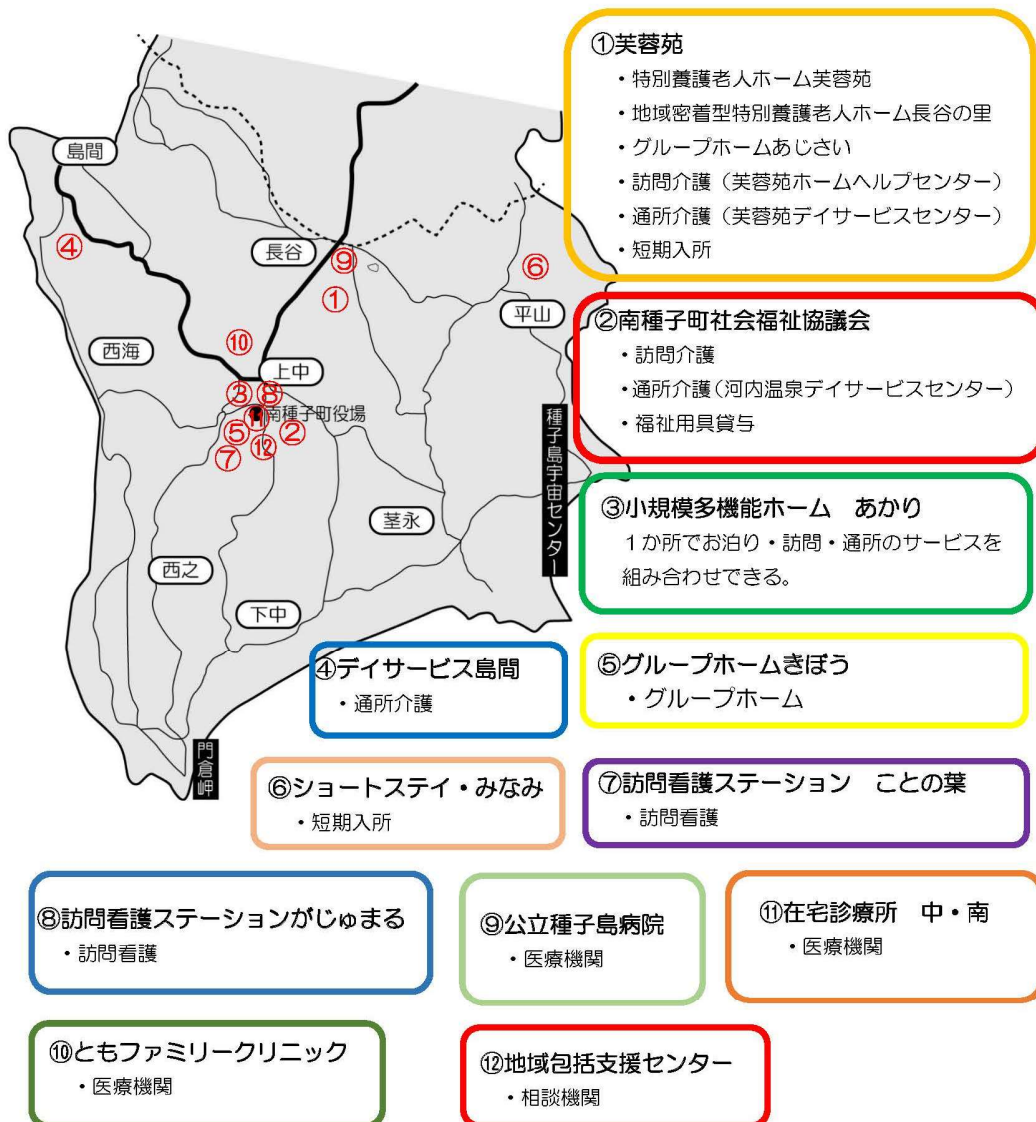
日常生活圏域とは、住民が日常生活を営んでいる地域を、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して町が定める地域のことで

す。
本町の日常生活圏域は、居住人口・高齢者人口の分布条件、介護サービス事業者や医療機関立地状況により、日常生活圏域を細分化することは、高齢者保健福祉サービスの需要と供給のバランスを著しく欠くこととなるため、本町の日常生活圏域は全町で1区域とします。

令和5年9月末現在

日常生活圏域	面積	人口	高齢者人口	高齢化率	認定者数
南種子町	109.94 km ²	5,299 人	2,028 人	38.3%	311 人

【南種子町内の事業所等の配置】



第4編 基本目標達成に向けた 施策・事業

基本目標1

健康づくりと自立支援・介護予防・重度化防止の
推進

基本目標2

高齢者の尊厳を理念としたまちづくり

基本目標3

高齢者を支える仕組みと体制づくり

基本目標4

介護保険サービスの基盤整備

基本目標1 健康づくりと自立支援、介護予防・重度化防止の推進

人生100年時代を見据えて、健康寿命を延伸するため、高齢者の介護予防・健康づくりを推進する等の目的から、国では「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に取り組んでおり、本町では身近な健康づくりと介護予防の取り組みを推進していきます。

1 健康づくりの支援と自立した生活の支援

高齢化の進展に伴い、要介護認定者数は2026（令和8）年度に295人、2040（令和22）年度には294人になると見込んでいます。

高齢期を迎える前の現役世代からの健康づくりの取り組みを重点的に実施し、運動や食生活等の生活習慣を改善し、健康寿命の延伸を図るとともに、乳幼児、学齢期、成人期、壮年期、高齢期それぞれのライフスタイルに応じた健康づくり等に取り組みます。また、それぞれの健康課題に対応し、フレイル予防や生活習慣病の重度化防止など、保健事業と介護予防の一体的な事業に取り組みます。

2 介護予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるように地域で支え合う仕組みであり、介護予防や要介護状態の軽減若しくは悪化を防止するため多様なサービス提供や介護予防対策に取り組みます。

介護予防に関する普及啓発として、フレイル予防に着目した運動・栄養・口腔に関する教室を保健部門と介護部門の保健師・管理栄養士が連携しながら実施し、住民主体となって行う高齢者サロン活動においては、必要に応じて保健師・管理栄養士の他にリハビリテーション専門職の視点からの助言も取り入れ、活動内容の充実を図ります。

また、高齢者の健康づくりや社会参加の活動を推進することを目的とし、介護予防教室やサロン活動への参加した方に対して電子地域通貨と交換できるポイントを付与する「高齢者元気度アップ・ポイント事業」の活用を引き続き推進していきます。

介護予防普及啓発事業の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
運動器の機能向上	会場数	8	8	8
	延回数	350	350	350
	延人数	2,500	2,500	2,500
フレイル予防	回数	4	4	4
	延人数	50	50	50
口腔機能向上	回数	4	4	4
	延人数	30	30	30

地域介護予防活動支援事業の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者サロン活動	登録数	90	90	90
	活動数	3,500	3,500	3,500
元気度アップ・ポイント事業	登録数	650	650	650
	活動数	20,000	20,000	20,000

3 介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進

要支援高齢者や虚弱な事業対象者等が増加しており、見守りや配食等などの多様な生活上の支援が増えております。一方で労働人口の減少による介護等の担い手不足が生じており、ボランティア・NPO・民間企業等の多様な主体による生活支援サービス提供体制の整備が必要になっております。

高齢者の積極的な社会参加を促し、第1層、第2層（小学校区）に設置している協議体を中心に、生活支援コーディネーターと連携し、介護予防・生活支援サービス等の基盤整備に努めます。

生活支援体制整備事業の目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見守り活動	5,000	5,000	5,000
ゴミ出し支援	800	800	800
その他	200	200	200



4 在宅医療と介護連携の推進

医療や介護を必要とする高齢者等が増加するなかで、自宅等での在宅生活を続けたいと希望する高齢者が増えており、住み慣れた生活の場で安心して、自分らしい生活を続けられるためには、医療・介護・福祉の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を一体的に行う支援が必要となります。

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等を把握し、随時更新し、関係機関への配布・情報提供を行います。リストまたはマップを更新し活用します。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催

在宅医療・介護連携会議を開催し、「地域の医療・介護の資源の把握」を踏まえ、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出と対応策の検討を行います。これまで、看取りの体制整備と認知症対応力の向上が課題として挙がっています。

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

「地域の医療・介護の資源の把握」及び「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催」を基に、高齢者が安心して在宅で療養介護が受けられるための医療と介護が一体的に切れ目なく円滑に提供される体制づくりのための取り組みを進めます。

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

入退院調整ルール円滑な実施・評価・見直しを実施し、地域の医療・介護関係者間の情報共有がスムーズになるよう支援を行います。

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターに在宅医療と介護連携を支援する相談窓口を設置し、住民や地域の医療・介護関係者等からの、相談対応を行います。また、必要に応じて当事者本人や家族の状況を踏まえ、医療機関・介護事業者相互の連携を図ります。

(6) 医療・介護関係者の研修

「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催」で抽出された、課題に対応するため、多職種での研修を行います。また、必要に応じて、医療・介護相互に、互いの分野について理解を深めるための研修を企画します。

(7) 地域住民への普及啓発

地域での講座等の開催やパンフレットの配布等、在宅医療と介護に関する情報を広く啓発します。

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

鹿児島県及び医療圏域内の医師会等や近隣市町と協議して、広域での連携が図られるよう支援します。

在宅医療・介護連携推進事業の目標値	令和6年度	令和7年度	令和8年度
包括での相談	10	10	10
医療・介護関係者の研修会	1	1	1
在宅医療・介護連携会議	1	1	1

基本目標2 高齢者の尊厳を理念としたまちづくり

1 高齢者が安心して暮らせる環境整備

(1) 防災対策及び避難行動要支援者対策

近年の異常気象などによる自然災害が増えており、地震・洪水・津波などの災害時の対処方法などについての啓発を推進するとともに、地域防災組織力を強化し、地域住民参加のもとで避難・誘導・救出・救護などを実施する防災訓練を推進します。

また、地域においてひとり暮らしの高齢者や要介護高齢者など、災害時の避難に際し、支援の必要な要支援者の把握に努めます。

避難行動支援システムを活用した個別支援計画を作成し、災害時には、民生委員児童委員・消防団員・地区・集落自治公民館、地域住民等が連携して、安否確認、救助活動が円滑に行えるような体制の整備促進を図ります。

(2) 防犯対策、消費生活相談の充実

高齢者に対する犯罪被害を防止するため、防犯知識の周知徹底や消費者被害防止に向けた情報の提供に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促すことや、警察・金融機関等とも連携し、高齢者世帯を狙った犯罪の防止対策を促進します。

また、消費生活の安全・安心を確保するためには、高齢者各自が冷静に対応できる日々の意識の醸成が肝要であり、町主催の行事、町広報誌、ホームページ、パンフレット等による情報提供に取り組みます。

(3) 交通安全対策

全国的にも高齢者ドライバーによる交通事故が多発しており、今後も増加することが懸念されています。

高齢者や家族を対象とした交通安全教育を推進し、交通安全意識の普及に努めるとともに、関係機関や団体などの協力を得て、種子島警察署の指導のもと、町民参加の交通安全運動を展開し、ドライバーに対する安全運転の啓発に努めます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

できる限り住み慣れた地域で過ごすためには、高齢者にとって生活しやすい空間であり、バリアフリー化に対応した住居の整備や緊急通報装置の設置など、建築担当と協働し、町民からの相談・支援体制を強化して、高齢者に配慮した居住対策を推進します。

また、歩道の段差解消、危険箇所への交通安全施設の整備など、国・県への要望も含め道路交通環境の整備を進めます。今後、改良が必要な町道においては、福祉のまちづくり等の考え方に沿った安全性の高い整備を実施していきます。

(5) 利用しやすい交通手段の確保

交通手段の確保に努め、公共交通サービス水準の維持を目指し、路線バス、コミュニティバス、スクールバス等の運行の効率化や町民と行政が一体となった利用促進を進めます。

(6) 緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者の不安の軽減と安全確保を図っている重要な事業であり、今後も利用者の利便性を確保して事業を継続します。

(7) 高齢者見守り支援事業

ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、民生委員児童委員等が声掛け、安否確認を行うとともに、健康の保持・増進を目的として、保健師等が訪問指導を行う、「高齢者見守り支援事業」を継続していきます。

(8) 地域ボランティアの育成

65歳未満の労働人口の減少により、介護の担い手不足が生じています。これからは、近隣同士の見守り・支え合いを担う、地域ボランティアの育成が重要となります。

今後、各地区支え合い協議会、社会福祉協議会、介護保険サービス事業者、NPO 法人、地区・集落自治公民館と連携し、高齢者サロンや地域ボランティアの育成・活動支援を推進します。

高齢者見守り支援事業の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の見守り支援	対象者数	45	45	45
	回数	1,200	1,200	1,200

2 生きがいつくりと社会参画

高齢者の社会活動への参加は、生きがいつくりと健康づくりにつながります。

各種講座や高齢者学級等の学習機会の提供・生きがいつくりの支援を行い、高齢者の学び意欲を引き出し、新たなライフスタイルを描いて、充実した生活が営めるよう生涯学習を推進します。

高齢期になっても、働き続けることは社会参加・貢献につながり、生きがいになります。元気高齢者の働く場として南種子町シルバー人材センターの運営支援と積極的な社会参加を推進します。また、サロンにおけるボランティアの取り組みを推進し、社会貢献活動を通じた、生きがいつくり活動や地域支援の一助とします。

3 高齢者の尊厳の理念構築

老人福祉法第2条の基本理念では、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」としています。つまり、高齢者は、敬愛され、生きがいを持てる安らかな生活が保障されています。

権利擁護業務については、地域包括支援センター機能強化で具体的に述べます。

4 認知症高齢者対策の推進

令和5年6月16日には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。認知症は特別な疾患ではなく、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発

① 認知症に関する理解の促進

認知症に関する正しい知識や介護に関する情報等と合わせて、認知症になっても安心して暮らせる町を目指して作成した「認知症ケアパス（認知症を考えるガイドブック）」の情報を更新し、ホームページでの普及啓発の取り組みを行います。また、小中学生から高齢期まで、幅広い世代を対象に認知症サポーター養成講座を開催します。

また、世界アルツハイマーデー及び世界アルツハイマー月間の機会を捉えた認知症に関する普及・啓発の取り組みを行います。

② 認知症サポーターチーム（チームオレンジ）の組織強化

認知症サポーターのステップアップ講座を行い、認知症に対する理解を深め、地域で暮らす認知症の人や介護者への支援活動等を行う組織（チームオレンジ）づくりを推進していきます。

(2) 適時・適切な医療・介護等の提供

① 認知症医療体制の整備

かかりつけ医療機関と認知症対応医療機関である「せいざん病院」との連携を図り、認知症医療体制の充実を促進します。また、認知症対応医療機関について広く周知し、適切な受診ができるように支援します。

② 認知症初期集中チームの体制

医療・介護の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症サポート医の指導の下、認知症（疑い）の人及びその家族を訪問し、面談を行うとともにアセスメント評価、本人家族の意向の確認を行い早期発見や受診等の対応について集中的に関わり、適切な医療・介護につなげます。

③ 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族からの相談をうけ、認知症初期集中チームや関係機関とつなぐ役割を担っています。また、地域における支援体制の構築を図り、認知症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

(3) 認知症の人や家族への支援

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、当事者やその家族の意思を尊重することが大切です。本人支援、家族支援、他の家族や地域との交流を行う一体的な支援を行い、家族の介護負担を軽減し、認知症の人の在宅生活の安定を推進します。

認知症があっても、支援を受けながら地域との交流を続けていくために、地域ケア会議「安心見守りネットワーク」を構築し、徘徊・行方不明などの緊急時にも対応できる、当事者毎の見守り体制を整備します。

また、介護者交流会や認知症カフェ等で悩みを話し合い、認知症への理解を深め、精神的・身体的負担の軽減を図りながら、成年後見制度の利用について助言等を行い、制度の普及・啓発を行います。

認知症サポーター養成事業の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	回数	5	5	5
	人	30	30	30
ステップアップ講座	回数	4	4	4
	人	20	20	20
認知症初期集中支援チームの目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援実人数	人	4	4	4
訪問延件数	件数	20	20	20
チーム員会議の開催数	回数	4	4	4
認知症カフェ開催の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回数	20	20	20
参加実人数（延人数）	人	150	200	200

5 感染症防止対策の推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるように地域で支え合う仕組みづくりのため、介護事業所等と日頃から連携をし、感染拡大防止策の周知啓発を行い、発生時の体制構築等に努めます。感染症発生時にも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するとともに県や近隣市町と連携した支援体制を整備していきます。

基本目標3 高齢者を支える仕組みと体制づくり

1 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者等の生活支援事業

高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、また、心身機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者等が要介護状態にならないよう予防的視点を重視し、介護保険サービス以外にも様々な在宅福祉サービスに取り組みます。

① 配食サービス

高齢者、身体障害者等で日常生活に著しく支障のある者に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を行い、食生活の改善を通じ、健康の保持を図るとともに高齢者等の自立した生活維持の支援及び安否確認など、在宅生活の推進を図ります。

② 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に緊急通報装置を貸与し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切に対応します。

(2) その他の事業

① 敬老金支給事業

多年にわたり社会の進展に寄与された満80歳・満85歳・満90歳・満95歳・100歳・101歳以上の高齢者に、お祝い金を贈呈し長寿をお祝いします。

2 生きがいづくりの推進

(1) 老人クラブ活動の支援

高齢者が長年にわたり培ってきた知識・経験を活かし、生きがいづくりや健康づくり、奉仕活動等を通じて明るい長寿社会づくりを進めるため、単位老人クラブの活動を支援します。

(2) 多様な活動・交流・社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりと健康づくり活動の支援を始め、各地区や全町的な高齢者同士の交流を促進し、仲間づくりや情報の交換などが活発に行われるように、交流の場・機会の拡充に努めます。さらに、ボランティア活動や地域活動への参加意欲が高まるよう、各種団体と連携を図りながら社会参加を促進します。

また、高齢者が自らの能力や経験などを発揮できる機会や場を創出できるよう、南種子町シルバー人材センターや各地区における各種団体等との連携を図り、まちづくりへの高齢者の参加を促進・支援するための環境づくりに努めます。

(3) 交流の場の充実・活用

高齢者の生きがい、教養、娯楽、健康増進等を高めるための施設として、河内温泉センターや各地区公民館等を設置しております。これらの施設の他、サロンを活用するなどし、教養や趣味等の各種講座の充実に努めるとともに、今後も自立した高齢者の中核的な各種活動の場として提供し、積極的な活用を図ります。

(4) 雇用・就労への支援

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、生きがいを感じる主なものとして、「家族だんらん」が多く、その他「仕事」も多い結果となっております。

高齢者の就労ニーズに合わせた短期的な雇用などに関する職業情報の提供や相談体制の充実に努め、働くことにより、対価や生きがいを得られるように、南種子町シルバー人材センターと連携し、高齢者が働きやすい職場環境づくりについての啓発を行います。

3 高齢者の居住安定にかかる施策との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために、日常生活の基盤となる住まいの確保や生活支援サービスの充実が不可欠となります。

(1) 住まいを確保することが困難な高齢者の住生活の支援

住居は安心して暮らすことができる生活の基盤であります。高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の人が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、住宅や福祉の相談窓口と連携し、支援を行います。

(2) 生活面に困難を抱える高齢者の住生活の支援

身体や家庭状況・住宅等の事情により、自宅での生活が困難な高齢者を対象に養護老人ホームの入所措置を行います。

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る情報連携強化

全国的に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っています。こうした状況を踏まえ、鹿児島県や近隣市町と連携しながら情報の共有を図り、必要に応じ施設設置の検討や協議などを進めていきます。

高齢者福祉サービスの目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス事業	実人数	2	2	2
	延人数	200	200	200
緊急通報装置貸与事業	実人数	15	15	15
敬老金支給事業	対象者数	200	200	200
養護老人ホーム	施設数	1	1	1
	入所者数	5	5	5

基本目標4 介護保険サービスの基盤整備

1 施設サービス提供体制の充実

本町の施設サービスは、介護老人福祉施設として1施設があり、50人定員となっています。本計画期間では、介護療養型医療施設、医療療養病床から介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院への転換等への影響は見込んでおりません。

2 介護給付対象サービスの円滑な提供

(1) 介護保険サービスの質の確保と向上

県等が実施する介護従事者向けの研修会等の情報提供を行い、事業者支援を行います。また、事業所等への指導及び監査については、県主催の研修への参加を行い、県担当課や専門職との連携を行い職員のスキルアップに取り組み、高齢者の尊厳を支えるより良いケア実現と指導の強化を行います。

(2) 介護保険制度、介護保険サービス等の普及啓発

介護保険サービスの周知や給付と負担の仕組みについて、町民に広く理解を求めするため、広報誌・ホームページ等を通して情報を公開し、積極的な広報活動に取り組みます。

(3) 介護人材の確保及び業務効率化の取り組み

全国的に介護人材不足が問題となっておりますが、本町でも介護人材の減少及び人材の高齢化と重なり、重要な課題の一つとなっております。

本町だけでは解決困難であるため、県・介護事業所や南種子町介護保険サービス事業推進協議会等と官民連携を行い、中長期的な視点を持ちながら、学生など若年層への介護職への魅力等を発信するとともに、離職した介護人材の呼び戻しや中高年齢者等の就労促進など、様々な取り組みを総合的に進め、介護人材の育成を行います。さらに、介護人材の裾野を広げるため、高齢者支援活動や介護保険施設等でのボランティア活動を行う個人にポイントを付与し、電子地域通貨に交換する「介護人材確保ポイント事業」も引き続き実施します。

また、事務手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及び介護ロボットやICTの活用等、県等からの業務効率化に関する情報を介護事業者へ周知し、業務効率化に取り組む支援を行っています。

人材育成の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護職員初任者研修の受講	対象者数	15	15	15

介護人材確保ポイント事業の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護人材確保ポイント事業	登録数	80	80	80
	活動数	350	350	350

3 地域密着型サービスの充実

(1) 地域密着型サービス事業者等の適切な指定及び指導監督

地域密着型サービスの事業者指定にあたっては、利用者等が関与できる公平・公正で透明な仕組みを構築して、良質なサービスを誘導し、計画に定める整備量を超えるサービスは抑制するなど、地域の実情に配慮した指定を行います。

また、立入り調査等指導体制を強化し、事業者への指定基準の徹底はもちろんのこと、サービスの質の向上や不正請求の防止を図っていきます。

(2) 地域密着型サービス運営協議会の設置

介護保険法第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第7項並びに第78条の4第5項等に規定する措置として、地域密着型サービス運営委員会を設置します。

この委員会は、地域密着型サービスの指定、地域密着型サービス指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、町長に対し意見を述べるほか、地域密着型サービスの質の確保、運営評価、その他町長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議を行います。

4 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に行うことを目的とする機関であり、本町では日常生活圏域を1と設定し、1包括支援センターを設置しております。

町と地域包括支援センターは、センター事業について評価を行い、地域包括支援センターの機能強化のために必要な措置を講じることとされています。

(1) 総合相談支援業務

高齢者等の各種相談を受け付けて、介護・福祉・医療制度の横断的な総合相談支援を実施し、関係機関との連携を図り適切な支援体制を整えます。

(2) 包括的支援業務・包括的ケアマネジメント支援業務事業

主任介護支援専門員を配置し、「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援、地域の介護支援専門員への日常的個別指導・相談対応、支援困難事例等への指導・助言等を行い、高齢者の望む暮らしの実現に向け、自立支援型マネジメントの推進を図ります。

(3) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防サービス等の適切な利用等のために介護予防ケアマネジメントを実施します。介護予防サービスと地域支援活動をあわせた総合的なケアプランを作成し、利用者の自立支援を目指します。

(4) 権利擁護業務

① 成年後見制度の周知

本町では、国の成年後見制度利用促進基本計画に定められた「中核機関」となる成年後見制度推進機関としての南種子町社会福祉協議会と連携しながら、認知症高齢者や地域社会で孤立した家庭の増加が見込まれることから、判断能力が不十分な状態や支援が必要な状態になっていても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援や関係者によるネットワークの構築や制度の利用促進について支援を行います。

また、国・県が作成するリーフレット等や町広報誌を有効活用し、制度の周知を行います。

②高齢者虐待防止の取り組み

高齢者一人ひとりを尊重し、高齢者の尊厳を保ち、安定して生活していくため、権利や財産を守る仕組みづくりや高齢者虐待防止対策を推進します。高齢者虐待対応の相談窓口は、地域包括支援センター又は役場であることを住民に周知することに加え、虐待防止に関する制度等についての啓発を行います。また、高齢者虐待防止の仕組みづくりを整備するために、関係機関と日頃から連携し、高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合には、迅速に対応します。

総合相談支援事業の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援事業	延件数	100	100	100
権利擁護事業	延件数	1	1	1
実態把握事業	件数	350	350	350

包括的・継続ケアマネジメント支援事業の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員に対する支援件数	件数	5	5	5
研修会実施回数	回数	12	12	12
地域ケア個別会議	回数	6回5例	6回5例	6回5例
個別（サービス調整）会議	回数	4	4	4

（5）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、介護・障がい・子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決が困難な「困りごと」に対応するため、包括的な支援体制を構築する事業です。「地域包括支援センター事業」「生活支援体制整備事業」は、重層的支援体制整備事業に位置付けられます。

福祉に対する問題・相談や要望等が、多様化・複雑化しており、各分野支援機関を超えて相談に応じ、支援を行うためには、各福祉分野の連携を行う必要があります。各分野で協働し複雑した課題を有する高齢者等の支援に取り組みます。

(6) 地域包括支援センター運営協議会の設置

地域包括支援センター業務の実施状況を報告し、地域包括支援センター運営協議会の評価・検討をうけて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進め地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(7) 地域支援事業の取り組み

要支援者等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のために取り組みます。また、要支援者等の多様なニーズに対して、専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進します。

設置の目標値（事業所数）		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス		3	3	3
訪問型サービスA		3	3	3
訪問型サービスB		0	0	0
訪問型サービスC		0	0	0
訪問型サービスD		0	0	0
通所介護相当サービス		3	3	3
通所型サービスA		3	3	3
通所型サービスB		0	0	0
通所型サービスC		0	0	0
栄養改善を目的とした配食		2	2	2
住民ボランティア等が行う見守り		1	1	1
訪問型・通所型に準じる生活支援		0	0	0
介護予防マネジメントの取り組み		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防マネジメント	作成数	500	500	500
介護予防支援	作成数	200	200	200
地域支援事業の取り組み		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス	実人数	50	50	50
	延人数	1,300	1,300	1,300
訪問型サービスA	実人数	100	100	100
	延人数	400	400	400
通所介護相当サービス	実人数	50	50	50
	延人数	2,200	2,200	2,200
通所型サービスA	実人数	240	240	240
	延人数	800	800	800
栄養改善を目的とした配食（生活支援）	実人数	50	50	50
	延人数	1,900	1,900	1,900
任意事業の取り組み		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護者交流事業	件数	80	80	80
家族介護慰労金支給事業	件数	2	2	2
栄養改善を目的とした配食（要介護）	回数	300	300	300
	延人数	1,500	1,500	1,500

5 介護給付の適正化の取り組み

介護サービス利用者数の重度化や増加により、介護給付費がさらに増加することが予測されます。介護保険制度の信頼を高め、適切な介護サービスの提供を図ることが必要です。

国の示す「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報の突合」の主要3事業と鹿児島県介護給付適正化プログラムの事業と連携し、取り組みを行います。

(1) 要介護認定の適正化

適正かつ公平な要介護認定等の確保を図るため、認定調査票等の点検を行います。

全国統一の基準に基づく調査を実施するため、職員と認定調査員を対象とした研修会受講等や審査会委員についても審査会の判定を平準化するため、研修会受講等をします。

(2) ケアプラン等の点検

① ケアプランの点検

第三者が点検及び支援を行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「適切なケアマネジメント」の実践に向けた取り組みを行うため、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と連携して、ケアプランの確認検証に取り組みます。

② 住宅改修等の点検

受給者の状態に応じた住宅改修を提供するため、住宅改修前の施行前に書面審査等を実施し、業者への聞き取りや訪問調査等を行い、給付費の適正化に取り組みます。

③ 福祉用具購入・貸与の調査

受給者の状態に応じた福祉用具を提供するため、国保連合会の介護給付適正化システムを活用し、効果等が期待される帳票を優先して調査し、介護給付の適正化に取り組みます。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会の介護給付費適正化システムより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果的・効率的に事業を実施するため、効果等が期待される帳票を優先し点検を行います。

介護給付適正化の目標値		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票の点検件数	件数	全件	全件	全件
ケアプラン点検件数	件数	20	20	20
住宅改修等の点検件数	件数	20	20	20
福祉用具購入・貸与点検	件数	10	10	10
縦覧点検の件数	件数	全件	全件	全件
医療情報との突合点検	件数	全件	全件	全件

6 低所得者支援と介護者負担軽減

介護保険制度では、すべての被保険者が保険料を負担し、サービスを利用する場合は、所得に応じて1割から3割の負担をすることとなります。本町は低所得者等に配慮し、次の負担軽減策を講じます。

(1) 高額介護サービス費

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を超えたときに、その超過分が介護保険から払い戻される制度です。限度額は所得等によって区分されています。なお、施設等における食費・居住費、福祉用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。

(2) 特定入所者介護サービス費

住民税非課税世帯の要介護者が介護保険施設に入所した場合やショートステイを利用した場合の居住費（滞在費）や食費は、申請によって認定された場合には所得等に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図られます。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置

介護保険サービスを利用する低所得で特に生活が困難であるものに対し、申請によって認定された場合には、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担軽減を行います。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できます。

医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、別に定められた限度額を超えたときは、その超えた分が支給されます。

(5) 訪問入浴サービス利用者負担助成（町単独事業）

生計中心者の所得税非課税世帯である世帯（生活保護受給世帯を除く）に属する者が、訪問入浴サービスを利用した際に利用者負担の助成を行います。

(6) 市町村特別給付制度（家族介護用品支給事業・介護手当支給制度）

在宅高齢者を介護している町民税非課税世帯に対し、紙おむつなどの介護用品を支給します。また、本町に居住するねたきりの方等を在宅で介護（月15日以上）している方に対し、介護手当の支給を行います。

第5編 サービスの見込量及び 目標量

第1章 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計

第2章 地域密着型サービスの整備総数

第3章 介護保険サービスの見込量

第4章 地域支援事業の見込量

第5章 第9期における第1号被保険者の保険料推計

第1章 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計

1 高齢者人口の推計

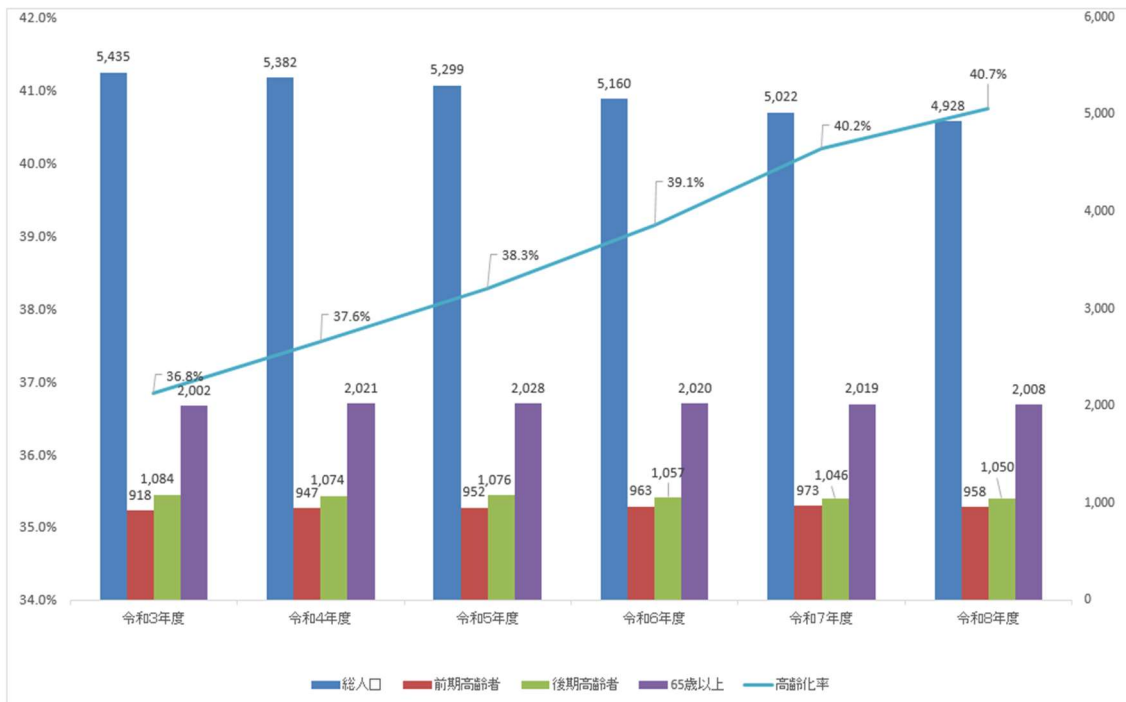
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より、本計画期間である2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の高齢者人口は2,000人あたりで横ばいになることが予測されています。

【総人口と被保険者数の見込み】

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口	5,435	5,382	5,299	5,160	5,022	4,928
前期高齢者	918	947	952	963	973	958
後期高齢者	1,084	1,074	1,076	1,057	1,046	1,050
65歳以上	2,002	2,021	2,028	2,020	2,019	2,008
高齢化率	36.8%	37.6%	38.3%	39.1%	40.2%	40.7%
後期割合	54.1%	53.1%	53.1%	52.3%	51.8%	52.3%

資料：推計値は高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画より転記
実績値は住民基本台帳(各年9月末現在)



2 要支援・要介護認定者数の推計

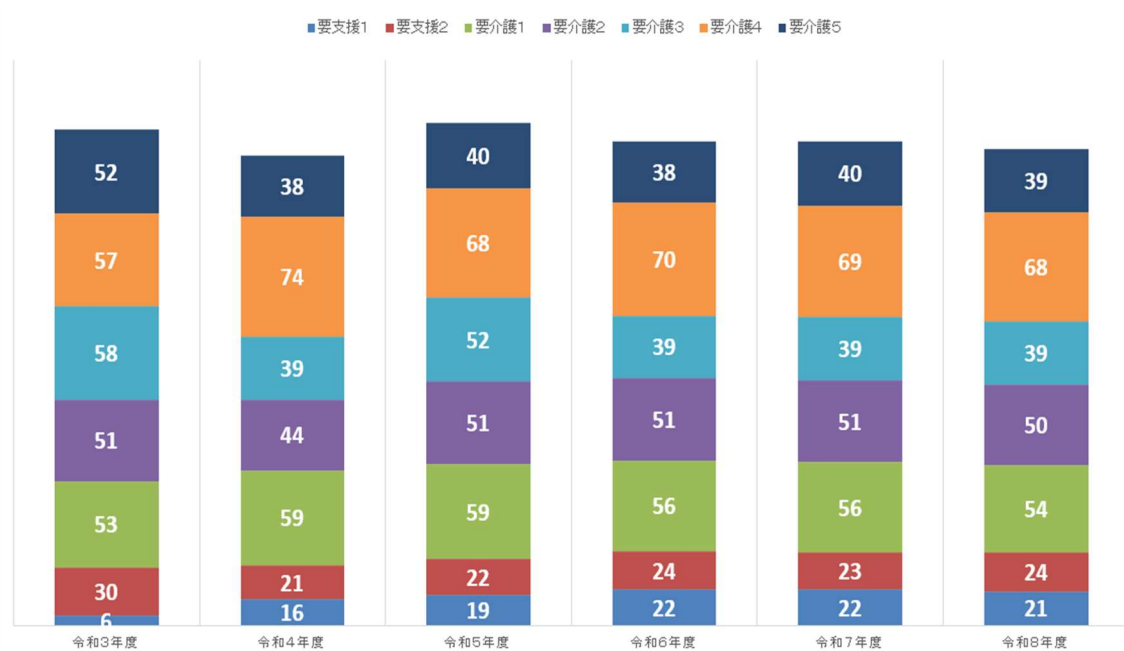
本計画期間中の要支援・要介護認定者数は、令和6年度が300人、令和7年度が300人、令和8年度が295人と横ばいになることが予測されています。

【要支援・要介護認定者の見込み】

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	6	16	19	22	22	21
要支援2	30	21	22	24	23	24
要介護1	53	59	59	56	56	54
要介護2	51	44	51	51	51	50
要介護3	58	39	52	39	39	39
要介護4	57	74	68	70	69	68
要介護5	52	38	40	38	40	39
計	307	291	311	300	300	295

※5年度実績値は9月報告値



第2章 地域密着型サービスの整備総数

「地域密着型サービス」は、高齢社会を迎え、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者が身近な地域での生活が継続できるようにするためのサービス体系です。

本町では、第9期計画期間中は現状の施設数・利用定員総数で見込んでいます。

施設の種類	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
小規模多機能型居宅介護				
施設整備数（カ所）	0	0	0	0
整備総数（カ所）	1	1	1	1
地域密着型通所介護				
施設整備数（カ所）	0	0	0	0
整備総数（カ所）	1	1	1	1
定員総数（人）	18	18	18	18
認知症型対応型生活介護				
施設整備数（カ所）	0	0	0	0
整備総数（カ所）	3	3	3	3
定員総数（人）	27	27	27	27
地域密着型特定施設入居者生活介護				
施設整備数（カ所）	0	0	0	0
整備総数（カ所）	0	0	0	0
定員総数（人）	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
施設整備数（カ所）	0	0	0	0
整備総数（カ所）	1	1	1	1
定員総数（人）	20	20	20	20

第3章 介護保険サービスの見込量

「施設居住系サービス」と「在宅サービス」の年度ごとの推計値をもとに、介護報酬等を考慮して、介護サービスの給付費・利用者数・回数を推計しました。また、中長期的な介護サービス・給付費を推計しました。

(1) 介護サービス見込量

■居宅サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	給付費(千円)	50,392	50,456	50,456	50,456
	回数(回)	1,236	1,236	1,236	1,236
	人数(人)	35	35	35	35
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	19,695	19,720	19,720	19,720
	回数(回)	365	365	365	365
	人数(人)	31	31	31	31
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,759	4,765	4,765	4,765
	回数(回)	109	109	109	109
	人数(人)	11	11	11	11
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,708	1,710	1,710	1,710
	人数(人)	12	12	12	12
通所介護	給付費(千円)	79,549	79,668	79,668	78,812
	回数(回)	797	796	796	793
	人数(人)	83	83	83	83
通所リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	3	3	3	3
短期入所生活介護	給付費(千円)	52,304	52,370	52,370	54,419
	回数(回)	523	523	523	543
	人数(人)	35	35	35	36
短期入所生活介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所生活介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	15,258	15,549	15,429	15,138
	人数(人)	92	93	92	91
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	515	515	515	515
	人数(人)	2	2	2	2

第5編 サービスの見込量及び目標量

住宅改修費	給付費(千円)	1,389	1,389	1,389	1,389
	人数(人)	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	4,696	4,702	4,702	5,167
	人数(人)	2	2	2	2
■地域密着型サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費(千円)	1,884	1,886	1,886	1,886
	人数(人)	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	33,822	33,865	33,865	33,865
	回数(回)	263	263	263	263
	人数(人)	24	24	24	24
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	59,311	59,386	59,386	59,386
	人数(人)	19	19	19	19
認知症対応型共同 生活介護	給付費(千円)	63,667	73,074	73,074	85,311
	人数(人)	20	23	23	27
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費(千円)	65,518	65,601	65,601	65,601
	人数(人)	20	20	20	20
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
■施設サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉施設	給付費(千円)	85,426	85,534	85,534	81,138
	人数(人)	30	30	30	28
介護老人保健施設	給付費(千円)	3,653	3,658	3,658	3,658
	人数(人)	4	4	4	4
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
■居宅介護支援	給付費(千円)	24,439	24,475	23,712	24,136
	人数(人)	130	130	126	128
介護サービス計	給付費(千円)	567,985	578,323	577,440	587,072

(2) 介護予防サービス見込量

■介護予防サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,467	1,468	1,468	1,468
	回数(回)	39	39	39	39
	人数(人)	5	5	5	5
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費(千円)	515	515	515	515
	回数(回)	13	13	13	13
	人数(人)	3	3	3	3
介護予防居宅療養 管理指導	給付費(千円)	136	136	136	136
	人数(人)	2	2	2	2
介護予防 通所リハビリテーション	給付費(千円)	296	296	296	296
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防短期入所 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防短期入所生活 介護(老健・病院等・ 介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	911	911	911	911
	人数(人)	19	19	19	19
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費(千円)	273	273	273	273
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防住宅改修費	給付費(千円)	2,138	2,138	2,138	2,138
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
■地域密着型介護予防サービス		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	1,017	1,018	1,018	1,018
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
■介護予防支援	給付費(千円)	1,149	1,151	1,151	1,151
	人数(人)	21	21	21	21
介護予防サービス計	給付費(千円)	7,902	7,906	7,906	7,906

第4章 地域支援事業の見込量

地域支援事業については、これまでの利用実績を基礎として、必要な要素を総合的に勘案し、見込量を算定しました。また、中長期的な介護サービス・給付費を推計しました。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込量

サービス種別・項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問型サービス（第1号訪問事業）				
訪問介護相当サービス	4,900,000	4,900,000	4,900,000	3,484,824
訪問型サービスA	500,000	500,000	500,000	363,002
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	0	0	0	0
訪問型サービスD	0	0	0	0
訪問型サービス（その他）	0	0	0	0
通所型サービス（第1号通所事業）				
通所介護相当サービス	9,800,000	9,800,000	9,800,000	7,114,848
通所型サービスA	2,500,000	2,500,000	2,500,000	1,815,012
通所型サービスB	0	0	0	0
通所型サービスC	0	0	0	0
通所型サービス（その他）	0	0	0	0
生活支援サービス				
栄養改善の目的とした配食	2,300,000	2,300,000	2,300,000	2,131,579
住民ボランティア等が行う見守り	0	0	0	0
訪問型・通所型に準ずる生活支援	120,000	120,000	120,000	127,895
介護予防ケアマネジメント	260,000	260,000	260,000	266,447
介護予防把握事業	660,000	660,000	660,000	703,421
介護予防普及啓発事業	100,000	100,000	100,000	106,579
地域介護予防活動支援事業	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,664,474
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	20,000	20,000	20,000	25,579
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	70,000	70,000	70,000	74,605

(2) 包括的支援事業等の見込量

サービス種別・項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	12,240,000	12,240,000	12,240,000	10,282,812
任意事業	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,596,188
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業	230,000	230,000	230,000	230,000
生活支援体制整備事業	16,100,000	16,100,000	16,100,000	16,000,000
認知症初期集中支援推進事業	300,000	300,000	300,000	300,000
認知症地域支援・ケア向上事業	80,000	80,000	80,000	80,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	100,000	100,000	0
地域ケア会議推進事業	230,000	230,000	230,000	230,000

第5章 第9期における第1号被保険者の保険料推計

介護保険料は、所得金額等に応じて段階設定となっております。標準的な段階は国が定めており、所得段階ごとの保険料の額は、基準となる保険料額に一定の率を乗じて算定されます。本町の第9期における段階区分は、国の標準段階どおり13段階とし、段階ごとの率についても原則国の標準どおりとします。また、低所得者の保険料を軽減するために公費を投入し、第1～3段階の率の引き下げをする仕組みが設けられています。

(1) 第1号被保険者の所得段階区分別の保険料率

区分	対象者	保険料率
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護者 世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下 (合計所得金額+課税年金収入) 	0.455 (0.285)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下 	0.685 (0.485)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超 	0.690 (0.685)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等が80万円以下 	0.9
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等が80万円超 	1.0
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円未満 	1.2
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満 	1.3
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満 	1.5
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満 	1.7
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満 	1.9
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満 	2.1
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満 	2.3
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税かつ合計所得金額が720万円以上 	2.4

※第1段階から第3段階までは、国の軽減措置により()内の率となります。

(2) 所得段階別の加入者数

本町の第1号被保険者を、所得区分等により段階区分すると下表のように分類されます。

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	加入者数(人)	568	567	564
	割合(%)	28.1%	28.1%	28.1%
第2段階	加入者数(人)	350	350	347
	割合(%)	17.3%	17.3%	17.3%
第3段階	加入者数(人)	234	234	233
	割合(%)	11.6%	11.6%	11.6%
第4段階	加入者数(人)	114	114	113
	割合(%)	5.6%	5.6%	5.6%
第5段階	加入者数(人)	164	164	163
	割合(%)	8.1%	8.1%	8.1%
第6段階	加入者数(人)	224	224	223
	割合(%)	11.1%	11.1%	11.1%
第7段階	加入者数(人)	189	189	188
	割合(%)	9.4%	9.4%	9.4%
第8段階	加入者数(人)	94	94	94
	割合(%)	4.7%	4.7%	4.7%
第9段階	加入者数(人)	33	33	33
	割合(%)	1.6%	1.6%	1.6%
第10段階	加入者数(人)	17	17	17
	割合(%)	0.8%	0.8%	0.8%
第11段階	加入者数(人)	9	9	9
	割合(%)	0.4%	0.4%	0.4%
第12段階	加入者数(人)	7	7	7
	割合(%)	0.3%	0.3%	0.3%
第13段階	加入者数(人)	17	17	17
	割合(%)	0.8%	0.8%	0.8%
総数	加入者数(人)	2,020	2,019	2,008

(3) 保険料収納必要額

2024（令和6年度）から2026（令和8年度）の介護保険事業費見込額から65歳以上の第1号被保険者で賄う保険料必要額を算出します。

① 標準給付

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費	623,608,312	633,950,312	632,271,916
総給付費	575,887,000	586,229,000	585,346,000
特定入所者介護サービス等給付額	29,967,051	29,967,051	29,467,599
高額介護サービス費等給付額	14,787,613	14,787,613	14,541,153
高額医療合算サービス等給付額	2,410,423	2,410,423	2,370,249
審査支払手数料	556,225	556,225	546,915

② 地域支援事業費

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業	54,510,000	54,610,000	54,610,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	23,430,000	23,430,000	23,430,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	14,140,000	14,140,000	14,140,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	16,940,000	17,040,000	17,040,000

③ 財政安定化基金

財政安定化基金は、見込みを上回る給付増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うものです。

④ 準備基金

市町村は、介護保険事業の歳入・歳出について、特別会計を設けることとなっています。介護保険は、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、介護サービスの見込量に見合せて設定するという「中期財政運営方式」を採用しております。

第8期計画までに発生している介護保険料の剰余金（基金残高）については、第9期の介護保険料の上昇抑制のため活用します。

準備基金の残高（令和5年度末の見込額）	103,000,000円
準備基金取崩額（令和6年度～令和8年度）	25,000,000円

⑤ 予定保険料収納率

予定保険料収納率（令和6年度～令和8年度）	95.00%
-----------------------	--------

⑥ 第1号被保険者負担割合

第1号被保険者負担割合（令和6年度～令和8年度）	23.00%
--------------------------	--------

⑦ 市町村特別給付費等及び保険者機能強化推進交付金等の交付見込額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村特別給付費等	2,973,942	2,973,942	2,924,377
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	1,736,000	1,736,000	1,736,000

（4）第9期の第1号被保険者の保険料推計

本表は、第9期における第1号被保険者の保険料を推計したもので、本表において推計された保険料基準額は年72,000円、月額6,000円となります。

保険料基準額	年 額	72,000円
	月 額	6,000円

（5）介護保険料基準額（月額）の内訳

	金 額
総給付費	5,154円
在宅サービス	3,125円
居住系サービス	660円
施設サービス	1,369円
その他給付費	549円
地域支援事業	632円
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0円
市町村特別給付費	61円
保険料収納必要額（月額）	6,397円
準備基金取崩額	419円
保険料基準額（月額）	5,977円

(6) 第9期の第1号被保険者の所得段階別保険料

区分	保険料（年額）
第1段階	32,800円 (20,600円)
第2段階	49,400円 (35,000円)
第3段階	49,700円 (49,400円)
第4段階	64,800円
第5段階	72,000円
第6段階	86,400円
第7段階	93,600円
第8段階	108,000円
第9段階	122,400円
第10段階	136,800円
第11段階	151,200円
第12段階	165,600円
第13段階	172,800円

※第1段階から第3段階までは、国の軽減措置により（ ）内の金額となります。

資料編

- 1 南種子町介護保険運営協議会設置要綱
- 2 南種子町介護保険運営協議会委員名簿

1 南種子町介護保険運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険制度の円滑な実施及び南種子町介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の原案を策定するため、南種子町介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること
- (2) 介護給付及び介護サービス供給に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者で組織する。

2 委員は、保健・医療・福祉関係者、被保険者、関係行政機関の職員等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、くらし保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。（平成18年2月1日告示第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。（平成18年3月20日告示第19号）

別表（第3号関係）

区 分	所 属・職 名
保健・医療・福祉	町医療機関代表
	町民生・児童委員協議会代表
	居宅介護支援事業者代表（介護支援専門員）
	介護保険施設代表（施設サービス提供者）
	居宅介護サービス事業者代表（在宅サービス提供者）
被保険者	第1号被保険者代表
	第2号被保険者代表
関係行政機関	副町長
	保健師

2 南種子町介護保険運営協議会委員名簿

区分	所属・職名	氏名	備考
保健 医療 福祉	町医療機関代表	徳永 正朝	公立種子島病院 院長
	町民生委員児童委員協議会代表	上妻 正博	南種子町民生委員児童委員協議会 会長
	居宅介護支援事業者代表（ケアマネジャー）	眞田 美津代	南種子町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員
	介護保険施設代表（施設サービス提供者）	石堂 佑子	特別養護老人ホーム 芙蓉苑 施設長
	居宅介護サービス事業者代表（在宅サービス提供者）	夏田 徹浩	南種子町社会福祉協議会居宅介護サービス事業所 管理者
被保険者	第1号被保険者代表	上浦 正義	
	第2号被保険者代表	小川 ひとみ	
関係行政機関	副町長	小脇 隆則	
	保健師	日高 良美	



南種子町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

【編集・発行】南種子町くらし保健課

〒891-3792

鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793 番地 1

TEL 0997-26-1111